

# 地方税法等の改正

目 次	
一 令和6年度地方財政計画……………	857
二 令和6年度地方税収入見込み……………	860
三 個人住民税……………	865
四 地方法人課税（法人住民税・法人事業 税）……………	874
五 地方消費税……………	892
六 不動産取得税……………	893
七 軽油引取税……………	899
八 自動車税・軽自動車税……………	900
九 固定資産税・都市計画税……………	902
十 狩猟税……………	925
十一 事業所税……………	926
十二 国民健康保険税……………	926
十三 航空機燃料譲与税……………	927
十四 森林環境譲与税……………	929
十五 納税環境整備……………	930

## はじめに

令和6年度税制改正については、与党において、令和5年12月14日に「令和6年度税制改正大綱」が取りまとめられました。また、これを受けて政府においても、同月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、政府においては、閣議決定に沿って法案化作業が行われ、所得税等に関する部分につい

ては「所得税法等の一部を改正する法律案」として、地方税に関する部分については「地方税法等の一部を改正する法律案」として令和6年2月6日に閣議決定され、ともに第213回通常国会に提出されました。その後、国会審議を経て、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」は令和6年3月28日に可決・成立し、同月30日に公布されました。

## 一 令和6年度地方財政計画

地方財政計画とは、地方交付税法第7条の規定に基づいて作成される地方団体の歳入及び歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出されるとともに、一般に公表されるものです。令和6年度地方財政計画については、令和6年2月6日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入・歳出項目の内訳は、(資料1)のとおりですが、このうち、通常収支分の歳入歳出規模は93兆6,388億円（対前年度比1兆6,038億円、1.7%の増）、また、歳出のうち、公債費（公営企業繰出金のうち企業債償還費普通会計負担分を含みます。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は、78兆

4,568億円（対前年度比1兆9,729億円、2.6%の増）となっています。

また、東日本大震災分のうち、復旧・復興事業の歳入歳出規模は2,631億円（対前年度比16億円、0.6%の減）、全国防災事業が250億円（対前年度比337億円、57.4%の減）となっています。

なお、総務省から公表されている令和6年度地方財政計画のうち、税制改正に関係する部分は、以下のとおりです。

### 1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和6年度地方税制改正では、個人住民税の定額減税を実施するほか、

法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長、森林環境譲与税の譲与基準の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 所得税・個人住民税の定額減税に伴う減収については、次の措置を講ずる。

① 個人住民税の定額減税に伴う減収9,234億円については、地方特例交付金によりその全額を補填する。

② 所得税の定額減税に伴う地方交付税の減収7,620億円については、前年度からの繰越金及び自然増収による地方交付税法定率分の増1兆1,982億円により対応する。

更に、2,076億円を、令和7年度以降、国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとし、当該加算額については交付税特別会計借入金の償還に充てるものとする

(3) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 令和6年度の地方財源不足見込額1兆8,132億円については、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

イ 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

ロ 地方交付税については、国の一般会計加算により3,488億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額834億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び令和4年12月21日付け総務・財務両大

臣覚書第8項に定める「乖離是正分加算額」2,500億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金500億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

ハ 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を4,544億円発行する。

② 交付税特別会計借入金の償還については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

③ 上記の結果、令和6年度の地方交付税については、18兆6,671億円（前年度比3,060億円、1.7%増）を確保する。

(4)～(7) 省略

## 2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、904億円を確保する。また、一般財源充当分として8億円を計上する。

②・③ 省略

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として80億円を計上するとともに、一般財源充当分として169億円を計上する。

(資料1)

地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方譲与金	427,329	428,751	▲ 1,422	▲ 0.3
	地方特例交付金	27,293	26,001	1,292	5.0
	地方交付金	11,320	2,169	9,151	421.9
	地方債	186,671	183,611	3,060	1.7
	地方債	158,042	150,085	7,957	5.3
	臨時財政対策債	63,103	68,163	▲ 5,060	▲ 7.4
	臨時財源対策債	4,544	9,946	▲ 5,402	▲ 54.3
	材料及び手数料	7,600	7,600	0	0.0
	雑収入	15,625	15,646	▲ 21	▲ 0.1
	旧・復興事業一般財源充当分	47,182	45,867	1,315	2.9
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 8	▲ 3	▲ 5	166.7
計	▲ 169	60	▲ 229	▲ 381.7	
計		936,388	920,350	16,038	1.7
一 (水準超経費を除く交付団体ベース)		656,980	650,535	6,445	1.0
		627,180	621,635	5,545	0.9
歳出	給退職手当	202,292	199,053	3,239	1.6
	退職手当	191,527	187,724	3,803	2.0
	一般行政経費	10,765	11,329	▲ 564	▲ 5.0
	補単	436,893	420,841	16,052	3.8
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	251,417	239,731	11,686	4.9
	デジタル田園都市国家構想事業費	153,861	149,684	4,177	2.8
	デジタル田園都市国家構想事業費	14,915	14,726	189	1.3
	地域デジタル社会推進事業費	12,500	12,500	0	0.0
	地域デジタル社会推進事業費	10,000	10,000	0	0.0
	地域デジタル社会推進事業費	2,500	2,500	0	0.0
	公債償還費	4,200	4,200	0	0.0
	維持緊急補修事業費	108,961	112,614	▲ 3,653	▲ 3.2
	うち緊急補修事業費	15,344	15,237	107	0.7
	投資	1,100	1,100	0	0.0
	直轄	119,896	119,731	165	0.1
	うち緊急防・減災事業費	56,259	56,594	▲ 335	▲ 0.6
	うち公共施設等適正管理推進事業費	63,637	63,137	500	0.8
	うち緊急自然災害防止対策事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち緊急炭素化推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
	うちこども・子育て支援事業費	4,000	4,000	0	0.0
	公営企業繰出金	1,000	1,000	0	0.0
	企業債償還費	500	—	500	皆増
	不交付団体水準超経費	23,202	23,974	▲ 772	▲ 3.2
その他	13,059	13,997	▲ 938	▲ 6.7	
	10,143	9,977	166	1.7	
	29,800	28,900	900	3.1	
計		936,388	920,350	16,038	1.7
一 (水準超経費を除く交付団体ベース)		906,588	891,450	15,138	1.7
地方一般歳出		784,568	764,839	19,729	2.6

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 充 当	904	935	▲ 31	▲ 3.3
	一 般 財	8	3	5	166.7
	地 庫	1,655	1,632	23	1.4
	雑 支 出	2	9	▲ 7	▲ 77.8
	雑 収 入	62	68	▲ 6	▲ 8.8
計		2,631	2,647	▲ 16	▲ 0.6
歳 出	給 一 補 単	51	54	▲ 3	▲ 5.6
	与 般 行	1,187	1,288	▲ 101	▲ 7.8
	関 係 政	836	902	▲ 66	▲ 7.3
	経 費 助 独 費	351	386	▲ 35	▲ 9.1
	債 的 ・ 経 補	62	68	▲ 6	▲ 8.8
	公 投 直 単	1,331	1,237	94	7.6
	資 轄 業 繰 出	1,329	1,235	94	7.6
	公 営 企 業 繰 出	2	2	0	0.0
	公 営 企 業 繰 出	0	0	0	0.0
	計		2,631	2,647	▲ 16

(2) 全国防災事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 一 般 財	80	646	▲ 566	▲ 87.6
	雑 支 出	169	▲ 60	229	▲ 381.7
	雑 収 入	1	1	0	0.0
計		250	587	▲ 337	▲ 57.4
歳 出	公 債 費	250	587	▲ 337	▲ 57.4
	計	250	587	▲ 337	▲ 57.4

## 二 令和6年度地方税収入見込み

令和6年度の地方財政計画における地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）は、(資料2)及び(資料3)のとおりです。

令和6年度の地方税収入総額は、令和6年度税制改正による増減収額（9,295億円の減収）込みで42兆7,409億円であり、前年度の地方財政計画額（42兆9,397億円）に対して1,988億円、0.5%の減

となっています。

道府県税と市町村税に分けて見てみると、道府県税が19兆9,298億円で前年度地方財政計画額（20兆336億円）に対して1,038億円、0.5%の減、市町村税が22兆8,111億円で前年度地方財政計画額（22兆9,061億円）に対して950億円、0.4%の減となっています。

(資料2)

令和6年度地方税収入見込額 (詳細)

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区分	令和5年度当初見込額 (A)	令和6年度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和5年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	令和5年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	200,336	2,274	202,610	▲ 3,253	▲ 59	▲ 3,312	199,298	▲ 1,038	99.5	46.6
2.市町村税	229,061	5,033	234,094	▲ 5,982	▲ 1	▲ 5,983	228,111	▲ 950	99.6	53.4
3. 計	429,397	7,307	436,704	▲ 9,235	▲ 60	▲ 9,295	427,409	▲ 1,988	99.5	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区分	令和5年度当初見込額 (A)	令和6年度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和5年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	令和5年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	159,414	3,336	162,750	▲ 3,253	▲ 33	▲ 3,286	159,464	50	100.0	37.3
2.市町村税	269,983	3,971	273,954	▲ 5,982	▲ 27	▲ 6,009	267,945	▲ 2,038	99.2	62.7
3. 計	429,397	7,307	436,704	▲ 9,235	▲ 60	▲ 9,295	427,409	▲ 1,988	99.5	100.0

※ 数値は東日本大震災分を含む。

## (2) (2-1) 税目別内訳 (道府県税)

(単位：億円)

区 分	令和5年度当初見込額 (A)	令 和 6 年 度							令和5年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和5年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)			
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
A 道府県税										
(I) 普通税										
1. 道府県民税	54,226	1,613	55,839	▲3,252	▲3,252	52,587	▲1,639	97.0	102.9	
個人均等割	970	▲276	694	694	▲276	71.5	970	5	100.5	
所得割	45,110	1,415	46,525	▲3,252	▲3,252	43,273	▲1,837	95.9	102.4	
法人均等割	1,484	▲9	1,475				1,475	▲9	99.4	
法人税割	2,100	1	2,101				2,101	1	100.0	
利子割	211	▲14	197				197	▲14	93.4	
配当割	2,608	▲341	2,267				2,267	▲341	86.9	
株式等譲渡所得割	1,743	837	2,580				2,580	837	148.0	
2. 事業税	48,653	2,086	50,739		▲4	▲4	50,735	2,082	104.3	
個人	2,394	73	2,467			2,467	73	103.0	106.0	
法人	46,259	2,013	48,272		▲4	▲4	48,268	2,009	104.3	
3. 地方消費税	65,882	▲1,823	64,059		▲55	▲55	64,004	▲1,878	97.1	
譲渡割	41,596	▲277	41,319				41,319	▲277	99.3	
貨物割	24,286	▲1,546	22,740		▲55	▲55	22,685	▲1,601	93.4	
4. 不動産取得税	4,204	220	4,424	▲1		▲1	4,423	219	105.2	
5. 道府県たばこ税	1,471	22	1,493				1,493	22	101.5	
6. ゴルフ場利用税	432	▲3	429				429	▲3	99.3	
7. 軽油引取税	9,275	▲173	9,102				9,102	▲173	98.1	
8. 自動車税	16,178	353	16,531				16,531	353	102.2	
環境性能割	1,037	445	1,482				1,482	445	142.9	
種別割	15,141	▲92	15,049				15,049	▲92	99.4	
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0	
10. 固定資産税(特例分等)	50	▲10	40				40	▲10	80.0	
普通税計	200,374	2,285	202,659	▲3,253	▲59	▲3,312	199,347	▲1,027	99.5	
(II) 目的税										
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0	
目的税計	7	0	7				7	0	100.0	
(III) 道府県税小計	200,381	2,285	202,666	▲3,253	▲59	▲3,312	199,354	▲1,027	99.5	
(IV) 東日本大震災による減免等	▲45	▲11	▲56				▲56	—	—	
(V) 道府県税計	200,336	2,274	202,610	▲3,253	▲59	▲3,312	199,298	▲1,038	99.5	

※ 数値は東日本大震災分を含む。

## (2-2) 税目別内訳 (市町村税)

(単位：億円)

区 分	令和5年度当初見込額 (A)	令 和 6 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和5年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和5年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	101,419	2,823	104,242	▲5,982	▲ 1	▲5,983	98,259	▲ 3,160	96.9
個人均等割	2,261	▲ 262	1,999				1,999	▲ 262	88.4
所得割	82,622	2,674	85,296	▲5,982		▲5,982	79,314	▲ 3,308	96.0
法人均等割	4,571	▲ 18	4,553				4,553	▲ 18	99.6
法人税割	11,965	429	12,394		▲ 1	▲ 1	12,393	428	103.6
2. 固定資産税	97,581	1,364	98,945				98,945	1,364	101.4
土地	36,355	1,415	37,770				37,770	1,415	103.9
家屋	42,070	▲ 315	41,755				41,755	▲ 315	99.3
償却資産	18,271	262	18,533				18,533	262	101.4
純固定資産税小計	96,696	1,362	98,058				98,058	1,362	101.4
交付金	885	2	887				887	2	100.2
3. 軽自動車税	3,177	131	3,308				3,308	131	104.1
環境性能割	175	55	230				230	55	131.4
種別割	3,002	76	3,078				3,078	76	102.5
4. 市町村たばこ税	9,008	135	9,143				9,143	135	101.5
5. 鉱産税	16	▲ 1	15				15	▲ 1	93.8
6. 特別土地保有税	0	0	0				0	0	0.0
普通税計	211,201	4,452	215,653	▲5,982	▲ 1	▲5,983	209,670	▲ 1,531	99.3
(II) 目的税									
1. 入湯税	212	1	213				213	1	100.5
2. 事業所税	3,961	195	4,156				4,156	195	104.9
3. 都市計画税	13,873	345	14,218				14,218	345	102.5
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	18,046	541	18,587				18,587	541	103.0
(III) 市町村税小計	229,247	4,993	234,240	▲5,982	▲ 1	▲5,983	228,257	▲ 990	99.6
(IV) 東日本大震災による減免等	▲ 186	40	▲ 146				▲ 146	—	—
(V) 市町村税計	229,061	5,033	234,094	▲5,982	▲ 1	▲5,983	228,111	▲ 950	99.6

※ 数値は東日本大震災分を含む。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和5年度当初見込額 (A)	令和6年度					$\frac{(E)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和5年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	制度改正による増減(▲)収見込額 (D)	改正法による収入見込額 (C)+(D) (E)	令和5年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (E)-(A)	
1. 地方揮発油譲与税	2,164	▲ 11	2,153		2,153	▲ 11	99.5
2. 石油ガス譲与税	50	▲ 7	43		43	▲ 7	86.0
3. 自動車重量譲与税	2,874	139	3,013		3,013	139	104.8
4. 航空機燃料譲与税	152	▲ 9	143		143	▲ 9	94.1
5. 特別とん譲与税	124	▲ 10	114		114	▲ 10	91.9
6. 森林環境譲与税	500	141	641		641	141	128.2
7. 特別法人事業譲与税	20,137	1,050	21,187	▲ 1	21,186	1,049	105.2
合 計	26,001	1,293	27,294	▲ 1	27,293	1,292	105.0

(資料3)

令和6年度の税制改正(地方税関係)による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 定額減税	▲ 3,288	▲ 6,049	▲ 9,337	▲ 3,252	▲ 5,982	▲ 9,234
2 不動産取得税 鉄道事業再構築事業を実施したローカル 鉄道の資産取得に係る非課税措置の創設 等	▲ 3,288	▲ 6,049	▲ 9,337	▲ 3,252	▲ 5,982	▲ 9,234
				▲ 1		▲ 1
				▲ 1		▲ 1
3 軽油引取税 課税免除の特例措置の見直し	7		7			
	7		7			
4 固定資産税 (1) 社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置 (2) その他		0	0			
		▲ 2	▲ 2			
		2	2			
合計	▲ 3,281	▲ 6,049	▲ 9,330	▲ 3,253	▲ 5,982	▲ 9,235
国税の税制改正に伴うもの	▲ 136	▲ 267	▲ 403	▲ 4	▲ 1	▲ 5
個人住民税	▲ 30	▲ 55	▲ 85			
法人住民税	▲ 35	▲ 212	▲ 247		▲ 1	▲ 1
法人事業税	▲ 70		▲ 70	▲ 4		▲ 4
再計	▲ 3,417	▲ 6,316	▲ 9,733	▲ 3,257	▲ 5,983	▲ 9,240

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注2) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は平年度▲48億円、初年度▲1億円と見込まれる。

(注3) 地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度51億円。

(注4) 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった地方消費税額の一部(55億円)が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。

### 三 個人住民税

#### 1 定額減税

##### (1) 令和6年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除

令和6年度分の個人の道府県民税について、定額減税の対象者は「前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者」であることが定められるとともに、定額減税は、次の全ての税額控除が適用された後の道府県民税所得割額から行う特別税額控除である旨が規定されました（地法附則5の8①）。

- ① 調整控除（地法37、314の6）
- ② 寄附金税額控除（地法37の2、314の7、附則5の5）
- ③ 外国税額控除（地法37の3、314の8）
- ④ 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除（地法37の4、314の9）
- ⑤ 所得割調整（地法附則3の3）
- ⑥ 配当控除（地法附則5）
- ⑦ 住宅ローン控除（地法附則5の4の2）
- ⑧ 寄附金税額控除（申告特例控除分）（地法附則7の2）

定額減税額は「1万円×（納税義務者本人＋国内に住所を有する控除対象配偶者＋国内に住所を有する扶養親族）」であることが定められるとともに、そのうち道府県民税から控除する額は、定額減税前の個人住民税額に占める道府県民税の割合を乗じて計算すること（1円未満の端数切上げ）が規定されました（地法附則5の8②）。

道府県民税特別税額控除額 =  $\frac{(1万円 + 1万円 \times \text{人数})}{\text{※人数：控除対象配偶者又は扶養親族の人数}}$

$\times \frac{\text{道府県民税所得割額}}{\text{道府県民税所得割額} + \text{市町村民税所得割額}}$   
 (= 個人の住民税の所得割の額)

この計算式に基づく道府県民税からの控除額が、その者の道府県民税所得割額を超えた場合は、道府県民税所得割額を控除額とすることとされました。なお、この控除しきれなかった額は、政策上、重点支援地方創生臨時交付金による給付対象となりますが、当該給付については地方税の課税や徴収とは別の仕組みとして、別途、予算等により設けられるものであるため、地方税法上は規定されていません。

都道府県等に対する寄附（いわゆるふるさと納税）に係る特例控除額の控除上限額（地法37の2①、附則5の5①）については、定額減税前の所得割額の100分の20とされました（地法附則5の8③）。これは、この所得割額を定額減税後の所得割額とすると、ふるさと納税の控除上限額が引き下がることとなり、今回の定額減税が行われることが決まる前にふるさと納税を行った者に、意図せざる不利益が生じる可能性があることから設けられた措置です。

また、対象者等について同一の内容が市町村民税について規定されるとともに（地法附則5の8④）、市町村民税から控除する額は、定額減税額から、道府県民税からの控除額を差し引いた額とされました（地法附則5の8⑤）。

市町村民税特別税額控除額 =  $\frac{(1万円 + 1万円 \times \text{人数})}{\text{※人数：控除対象配偶者又は扶養親族の人数}}$

道府県民税特別税額控除額

市町村民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の控除上限額（地法314の7①、附則5の5②）について、定額減税前の所得割額の100分の20とされるとともに、公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額（地法321の7の8①）についても、定額減税前の所得割額の2分の1に相当する額とされました（地法附則5の8⑥）。この所得割額を定額減税後の所得割

額とすると、令和7年度分の公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額が例年よりも低くなり、反射的に、令和7年10月以後に徴収される特別徴収税額が増加し、納税義務者の方に負担感を生じさせてしまう可能性があることから設けられた措置です。

## (2) 令和6年度分の個人の市町村民税の普通徴収に関する特例

定額減税の対象者に係る令和6年度分の個人住民税の普通徴収方法について、第1期分の納付額から控除を行い、控除しきれない部分は第2期分以降の納付額から順次控除することとされました。

この特例的な徴収方法の対象となるのは、普通徴収のうち、納期を地方税法第320条本文で規定されている6月（第1期分）・8月（第2期分）・10月（第3期分）・翌1月（第4期分）中で定めているものとされています。特別な事情により条例で独自の普通徴収の納期を定める場合（地法320ただし書）や、年金所得について年度前半分を普通徴収する場合（地法321の7の2③）、退職所得を有する者がその年に2以上の退職所得の支払を受け、それぞれの退職所得について退職所得申告書を提出しておらず、特別徴収税額が適正な税負担額を下回ることが判明した場合の普通徴収（地法328の13）については、上記と異なる納期で徴収されるものであり、本規定の適用対象外とされています（地法附則5の9①）。

普通徴収においては納期が4期あるため、税額を4で除した金額に千円未満の端数があるとき又はその税額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期限の分割金額に合算することとされています（地法20の4の2⑥）。このことを踏まえ、

「分割金額」＝（定額減税前の年税額 ÷ 4）  
－千円未満の端数

「6月分金額」＝定額減税前の年税額  
－（「分割金額」× 3）

（定額減税前の年税額が千円未満の場合は、「6月分金額」＝定額減税前の年税額）  
のように定義を置いた上、「6月分金額」が定額減税額（特別税額控除額）を上回る場合（6月分で控除しきれない場合は、「6月分金額」から特別税額控除額を控除した額が6月の納期に徴収され、8月、10月及び翌1月の納期では「分割金額」が徴収されます。

6月分で控除しきれない場合であって、「6月分金額」＋8月分の「分割金額」が特別税額控除額を上回る場合（8月分で控除しきれない場合は、6月の納期には徴収が行われず、「6月分金額」と「分割金額」を足した額から特別税額控除額を控除した額が8月の納期に徴収され、10月及び翌1月の納期については「分割金額」が徴収されます。

8月分までに控除しきれない場合であって、「6月分金額」＋8月分及び10月分の「分割金額」が特別税額控除額を上回る場合（10月分で控除しきれない場合は、6月及び8月の納期には徴収が行われず、「6月分金額」と「分割金額」×2を足した額から特別税額控除額を控除した額が10月の納期に徴収され、翌1月の納期については「分割金額」が徴収されます。

10月分までに控除しきれない場合については、6月・8月・10月の納期には徴収が行われず、翌1月の納期で定額減税後の年税額が徴収されます。

年税額が均等割額以下の納税義務者については、税額が少額であるため、市町村の徴税事務の面も考慮して、納期は6月中の1期のみとされているところ（地法320）、今回の定額減税により所得割額がゼロとなる者について、残額の均等割相当額に上記を適用して翌1月に徴収するのか、地方税法第320条の規定を適用して6月に徴収するのか、紛れが生じるおそれがあることから、同条の規定を適用するのは、特別税額控除前の年税額が均等割相当額以下である場合に限ることとされました（地法附則5の9②）。

給与の支払を受けなくなった納税義務者につ

いては、特別徴収を停止し、徴収しきれていない年税額の残額をその後到来する普通徴収の納期に（普通徴収の納期がない場合は直ちに）、普通徴収の方法により徴収することとされているところ（地法321の7）、当該納税義務者については、後述する給与所得に係る特別徴収の特例の規定により、特別税額控除額が年税額に反映されていることから、改めて普通徴収の特例を適用する必要がないため、その適用対象外とされました（地法附則5の9③）。なお、6月の最初の納期日よりも前に、地方税法第321条の7の規定により普通徴収に切り替える場合は、普通徴収の特例の対象となります。

### (3) 令和6年度分の給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例

定額減税の対象者に係る令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収方法について、令和6年6月分は特別徴収を行わず、定額減税後の年税額を令和6年7月から令和7年5月までの11か月分で均して徴収することとされました（地法附則5の10）。なお、この徴収方法の対象となるのは、令和6年度分の個人住民税の定額減税の適用がある場合に限定されており、前年の合計所得金額が1,805万円を超える者など定額減税の適用対象外となる者については、通常どおり6月から12か月で特別徴収が行われることとなります。

### (4) 令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例

定額減税の対象者に係る令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の特別徴収方法について、令和6年10月以後最初に支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額から控除を行い、控除しきれない部分はその後に特別徴収をされるべき個人住民税の額から順次控除することとされました（地法附則5の11）。

公的年金等に係る所得からの特別徴収を開始

する年度における徴収方法について、地方税法第321条の7の2の規定により、年度前半（9月30日まで）は普通徴収の方法によって徴収し、年度後半（10月1日以後）は特別徴収の方法によって徴収することとされています（地法附則5の11①）。年度前半は、年税額の2分の1の額を2回（6月分・8月分）に分けて、年度後半は、年税額の2分の1の額を3回（10月分・12月分・2月分）に分けて徴収し、それぞれ端数は最初の徴収のときに合算することとされています（地法20の4の2⑥⑧）。このことを踏まえ、

「分割普通徴収金額」＝（特別税額控除前の年金所得に係る普通徴収の個人の市町村民税の額 ÷ 2）－千円未満の端数

「6月分普通徴収金額」＝特別税額控除前の年金所得に係る普通徴収の個人の市町村民税の額－「分割普通徴収金額」

（年度前半に徴収する税額が千円未満の場合は、「6月分普通徴収金額」＝特別税額控除前の年金所得に係る普通徴収税額）

「分割特別徴収金額」＝（特別税額控除前の年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税の額（森林環境税を含む）÷ 3）－百円未満の端数

「10月分特別徴収金額」＝特別税額控除前の年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税の額（森林環境税を含む）－（「分割特別徴収金額」× 2）

（年度後半に徴収する税額が百円未満の場合は、「10月分特別徴収金額」＝特別税額控除前の年金所得に係る特別徴収税額）

のように定義を置いた上、「6月分普通徴収金額」が定額減税額（特別税額控除額）を上回る場合（6月分で控除しきれない場合は、「6月分普通徴収金額」から特別税額控除額を控除した額が6月の納期に徴収され、8月の納期には「分割普通徴収金額」、10月の徴収のタイミングでは「10月分特別徴収金額」、12月及び翌2月の徴収のタイミングでは「分割特別徴収金額」が徴収されます。

6月分で控除しきれない場合であって、「6月分普通徴収金額」+8月分の「分割普通徴収金額」が特別税額控除額を上回る場合（8月分で控除しきれない場合は、6月の納期には徴収が行われず、「6月分普通徴収金額」と「分割普通徴収金額」を足した額から特別税額控除額を控除した額が8月の納期に徴収され、10月の徴収のタイミングでは「10月分特別徴収金額」、12月及び翌2月の徴収のタイミングでは「分割特別徴収金額」が徴収されます。

8月分までに控除しきれない場合であって、「6月分普通徴収金額」+8月分の「分割普通徴収金額」+「10月分特別徴収金額」が特別税額控除額を上回る場合（10月分で控除しきれない場合は、6月及び8月の納期には徴収が行われず、「6月分普通徴収金額」と「分割普通徴収金額」と「10月分特別徴収金額」を足した額から特別税額控除額を控除した額が10月の徴収のタイミングに徴収され、12月及び翌2月の徴収のタイミングでは「分割特別徴収金額」が徴収されます。

10月分までに控除しきれない場合であって、「6月分普通徴収金額」+8月分の「分割普通徴収金額」+「10月分特別徴収金額」+12月分の「分割特別徴収金額」が特別税額控除額を上回る場合（12月分で控除しきれない場合は、6月、8月、10月の納期には徴収が行われず、「6月分普通徴収金額」と「分割普通徴収金額」と「10月分特別徴収金額」と「分割特別徴収金額」を足した額から特別税額控除額を控除した額が12月の徴収のタイミングに徴収され、翌2月の徴収のタイミングでは「分割特別徴収金額」が徴収されます。

12月分までに控除しきれない場合は、6月、8月、10月、12月には徴収が行われず、翌2月の徴収のタイミングで、定額減税後の年税額が徴収されます。

上記の適用があるとき、年金受給者の特別徴収に係る金額は、地方税法第321条の7の5第2項に規定されている「支払回数割特別徴収税

額」ではなく、10月、12月及び翌2月に徴収される額となります（地法附則5の11②）。

公的年金等に係る所得からの特別徴収が前年度実施されている年度における徴収方法について、仮に令和6年6月分の徴収から定額減税を実施すると、既に確定している仮特別徴収税額の変更や仮特別徴収の停止を行う必要がありますが、地方団体側は、当初課税の作業と並行して、公的年金等からの特別徴収対象者の仮特別徴収税額の変更等に係る通知を納税義務者・年金保険者双方に発出する作業が必要となるほか、地方税共同機構や年金保険者側において使用するシステム上の制約も存在すること等から、令和6年10月分以降の特別徴収から減税を実施することとされました（地法附則5の11③）。

この場合、年税額の2分の1の額が3回（10月分・12月分・2月分）に分けて徴収され、それぞれ端数は最初の徴収のときに合算することとされているため、

「分割特別徴収金額」=（特別税額控除前の年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税の額（仮特別徴収後）÷3）-百円未満の端数

「10月分特別徴収金額」=特別税額控除前の年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税の額（仮特別徴収後）-（「分割特別徴収金額」×2）

（本徴収における特別徴収税額が百円未満の場合は、「10月分特別徴収金額」=特別税額控除前の年金所得に係る特別徴収税額）

のように定義を置いた上、「10月分特別徴収金額」が定額減税額（特別税額控除額）を上回る場合（10月分で控除しきれない場合は、「10月分特別徴収金額」から特別税額控除額を控除した額が10月の徴収のタイミングで徴収され、12月及び翌2月の徴収のタイミングについては、「分割特別徴収金額」が徴収されます。

10月分で控除しきれない場合であって、「10月分特別徴収金額」+12月分の「分割特別徴収金額」が特別税額控除額を上回る場合（12月分で控除しきれない場合は、10月の徴収のタイミングでは徴収が行われず、「10月分特別徴収金

額」と「分割特別徴収金額」を足した額から特別税額控除額を控除した額が12月の徴収のタイミングに徴収され、翌2月の徴収のタイミングでは「分割特別徴収金額」が徴収されます。

12月分までに控除しきれない場合は、10月及び12月の徴収のタイミングには徴収が行われず、翌2月の徴収のタイミングで、定額減税後の年金所得に係る特別徴収税額が徴収されます。

上記の適用があるとき、年金受給者の特別徴収に係る金額は、地方税法第321条の7の5第2項に規定されている「支払回数割特別徴収税額」ではなく、10月、12月及び翌2月に徴収される額となります（地法附則5の11④）。

なお、次の3つの規定の適用により、年度の途中から普通徴収となる場合については、上記の特例的な徴収方法は適用されません（地法附則5の11⑤）。徴収方法が変わるタイミングは人それぞれである中、全てのパターンを網羅的に規定することは条文の複雑化を招く上、課税実務やシステム構成も煩雑になることから、年度途中で徴収方法が変更になった場合の変更後の徴収方法については例年どおりの方法で行われます。

- ・ 公的年金等に係る所得からの特別徴収の対象者が当該年度の1月1日から3月31日までの間に転居した場合には当該期間については普通徴収の方法により徴収するという規定（地法321の7の9②）
- ・ 年金の支払を受けなくなった納税義務者については、特別徴収を停止し、徴収しきれない年税額の残額をその後到来する普通徴収の納期に（普通徴収の納期がない場合は直ちに）、普通徴収の方法により徴収するという規定（地法321の7の10）
- ・ 政令で定める規定（地令附則4の10）

#### (5) 令和7年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除

令和7年度分の個人住民税の定額減税について、対象者は、国内に居住する「控除対象配偶

者以外の同一生計配偶者」を有する「前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者」であることが定められるとともに、上記(1)で列挙した全ての税額控除が適用された後の道府県民税所得割額から行う特別税額控除である旨が規定されました（地法附則5の12①）。

また、定額減税額と道府県民税からの控除額の計算方法が定められ（地法附則5の12②）、同様の定額減税を市町村民税において行う旨が規定されました（地法附則5の12③④）。

なお、ふるさと納税に係る特例控除額の控除上限額や、公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額に関する特例は設けられていません。これは、令和5年中に定額減税の方針は示されているため、令和6年中に行われるふるさと納税の控除上限額については納税義務者において予見が可能であることと、令和7年度分の個人住民税の定額減税は、前年の合計所得金額が1,000万円を超えるような所得がある者を対象に、同一生計配偶者がいる場合には1万円を控除するというものであることから、そのような者については特例を設けずとも令和8年度前半の仮特別徴収税額への影響は軽微であると考えられたためです。

#### (6) 政令への委任

定額減税の適用に関し必要な事項は、政令で定める旨、規定されています（地法附則5の13）。

#### (7) その他の改正

本定額減税の規定の創設に伴い、次の規定について必要な規定の整備が行われました。

① 肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則6）の改正

定額減税額の算定に用いる「所得割の額」は、本条の規定の適用後のものとなるよう読み替える規定が追加されました。

② 上場株式等に係る配当所得等に係る道府県

民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則33の2）等の改正

定額減税を行う対象となる「所得割の額」は、上場株式等の配当所得や土地又は一般株式等の譲渡所得に基づく所得割、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」といいます。）」及び「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）」の規定により課されることとなった所得割も含んだ額となるよう読み替える規定が追加されました。

この改正は、次の8条において行われています。

イ 上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則33の2）

ロ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則33の3）

ハ 長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則34）

ニ 短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則35）

ホ 一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則35の2）

ヘ 先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例（地法附則35の4）

ト 配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等（租税条約実施特例法3の2の2）

チ 事業から生ずる所得に対する特別徴収に係る住民税の特例等（外国居住者等所得相互免除法8）

## 2 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

### (1) 改正前の制度の概要

個人が、5年以上所有する居住用財産を譲渡し、一定期間内に他の居住用財産の取得をして自己の居住の用に供した場合において、その譲渡した資産に係る譲渡損失の金額については、一定の要件を満たした場合、他の所得との損益通算を認めるとともに、なお控除しきれない通算後譲渡損失の金額についても、その翌年度以降3年度内の各年度分の総所得金額等からの繰越控除が認められています。

### (2) 改正の内容

この特例措置が、令和5年12月31日に適用期限を迎えたため、その適用期間が令和7年12月31日まで2年延長されました（地法附則4①一）。

## 3 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限の延長

### (1) 改正前の制度の概要

個人が、5年以上所有する居住用財産を譲渡した場合（その譲渡をした居住用財産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限り、）において、その譲渡した資産に係る一定の譲渡損失の金額（住宅借入金等の金額から譲渡益を控除した残額を超えない範囲の金額）については、一定の要件を満たした場合、他の所得との損益通算を認めるとともに、なお控除しきれない通算後譲渡損失の金額についても、その翌年度以降3年度内の各年度分の総所得金額等からの繰越控除が認められています。

### (2) 改正の内容

この特例措置が、令和5年12月31日に適用期限を迎えたため、その適用期間が令和7年12月31日まで2年延長されました（地法附則4の2①一）。

## 4 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置

### (1) 改正前の制度の概要

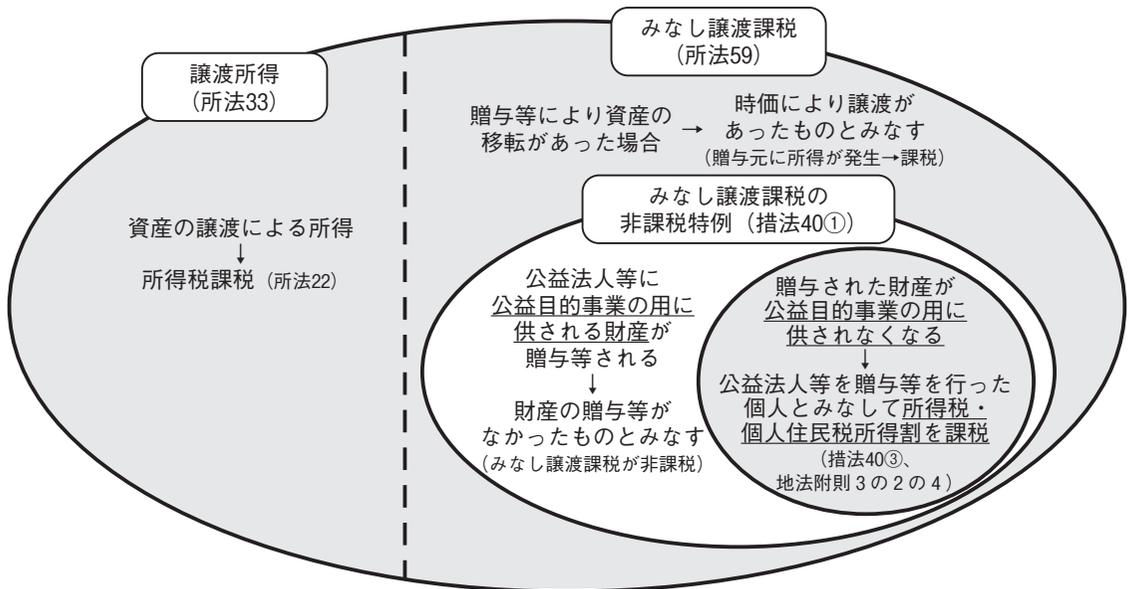
公益信託とは、委託者（財産を有する者）が公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度です。

公益信託は、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）に基づき、主務官庁の許可により成立し、そのうち一定の要件を満たすものとして主務大臣の証明を受けたものが特定公益信託、さらに特定公益信託のうち主務大臣の認定を受けたもの（認定特定公益信託）が寄附税制

などの税制優遇措置の対象となるという「3階建て」の構造となっています。

所得税法上、公益信託の信託財産から生ずる所得が非課税とされ（所法11②）、認定特定公益信託に財産を拠出した場合には、寄附金控除の対象となることとされています（所法78③）。

また、公益信託とは別に、山林所得や譲渡所得の基因となる資産が贈与により法人に移転した場合等について、その時の時価により譲渡があったものとみなして所得を計算することとされているところ（所法59）、公益法人等に対する公益目的事業の用に供される資産の贈与等については、みなし譲渡所得課税の対象外とすることとされています（措法40）。



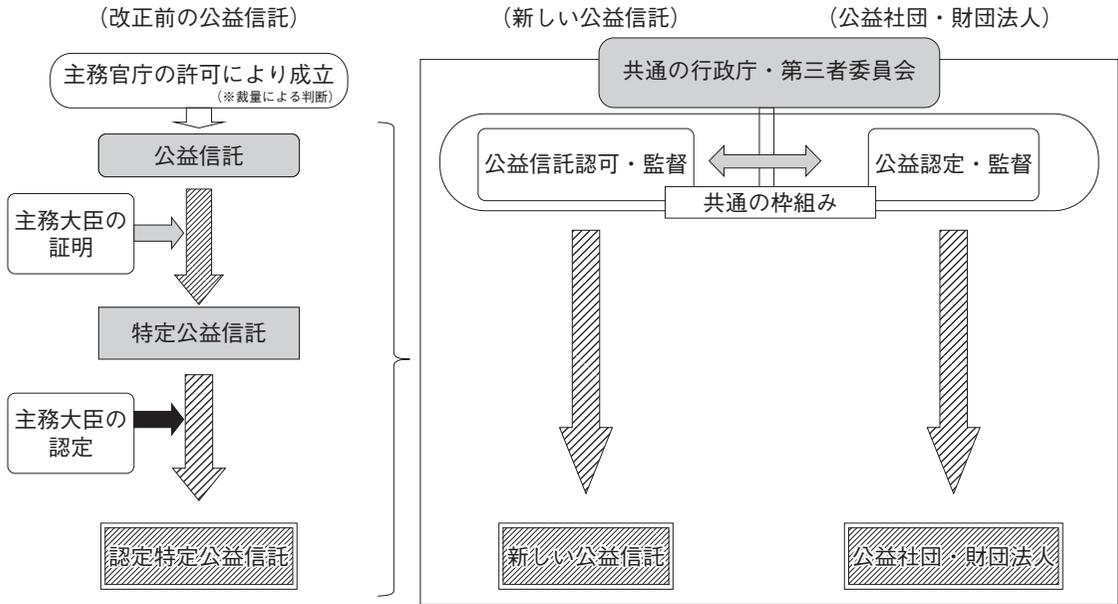
### (2) 改正の内容

令和6年通常国会において、「公益信託ニ関スル法律」が全部改正され、新たに「公益信託に関する法律」案が提出されるなどの大きな公益信託制度改革が行われることとなりました。令和6年度税制改正においては、「公益信託に関する法律」に基づく新しい公益信託について、改正前の認定特定公益信託や公益法人と同様の

課税関係となるよう所要の措置を講じることとされました。

このことによる所得税法の改正等を踏まえ、個人住民税に関する規定については、次の改正が行われています。

施行期日は、「公益信託に関する法律」の施行の日の属する年の翌年の1月1日です。



① 寄附金税額控除

所得税法第78条第2項に第4号を加えて、所得税における寄附金控除の対象（特定寄附金）に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加し、これまで認定特定公益信託を特定寄附金とみなすこととしていた同条第3項を削除する改正を行うこととされました。

このことを踏まえ、個人住民税における寄附金税額控除の対象として所得税法第78条を引用している規定について、上記所得税法における号の新設や項の削除に伴う改正が行われました（地法37の2①三、314の7①三）。

また、所得税法第78条第3項を削除するにあたり、今般の所得税法等の一部を改正する法律附則第3条に、改正前の同項に規定する認定特定公益信託に支出する金銭については、改正前の同項の規定はなお効力を有するとの経過措置が置かれることとされました。この経過措置によりなお効力を有するとされた認定特定公益信託に支出する金銭については、地方税法においてもなお寄附金税額控除の対象とする必要があるため、所要の経過措置が置かれました（改正地法附則5、19）。

② 公益信託に係る道府県民税及び市町村民税

の課税の特例

旧地方税法附則第3条の2の4には、みなし譲渡所得課税非課税の対象として国税庁長官の承認を受けた公益法人等が、当該承認を取り消された場合、所得税と同様に、当該公益法人に対し、贈与又は遺贈を受けた財産に係る譲渡所得等の金額に係る個人住民税所得割を課する旨が規定されています。

今回、みなし譲渡所得課税の対象に公益信託が追加される（所法59）ことに伴い、租税特別措置法第40条第4項が改正され、みなし譲渡所得課税非課税の承認が取り消された場合の公益信託の受託者に係る納付義務の承継について同項第2号、受託者が2以上ある公益信託のみなし譲渡所得課税非課税の承認が取り消された場合の課税について同項第3号、同号の場合に主宰受託者以外から徴収する場合の納税地について同項第4号が、それぞれ追加されました。

同項第2号の規定により読み替えることとなる国税通則法第7条の2については、地方税法総則（地法9の4）に同様の規定があることから、所得税と同様の読み替え規定を置くこととされました。また、租税特別措置法

第40条第4項第3号後段の主宰受託者以外を連帯納付の責めに任ずる規定についても、地方税法において所得税と同様の規定を置くこととされました（同項第4号の規定については、個人住民税が賦課課税であり、賦課を行った地方団体に納付又は納入することが自明であることから、所得税と同様の規定は設けないこととされました。）。

## 5 所得税の住宅ローン控除の改正に伴う改正

### (1) 改正前の制度の概要

個人が、住宅の取得をして居住の用に供したときは、入居年や住宅の区分に応じて、住宅ローン残額の一定割合（上限あり）を所得税額から控除することとされています（措法41、41の2の2）。平成19年に所得税からの税源移譲が行われた際、所得税額から控除しきれない額がある場合には、この税源移譲による所得税の減少額の範囲内において個人住民税所得割額からも住宅ローン控除を行うこととされました。なお、その減収は地方特例交付金により全額補填されます。

そのため、個人住民税からの住宅ローン控除の対象となる住宅や借入限度額等は、国税（租税特別措置法）と同一のものとされており、地方税法においては、租税特別措置法の規定が適用された場合に、個人住民税でも控除が行われることとなっています。

また、東日本大震災の被災者が住宅を取得して居住の用に供したときについては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）において、租税特別措置法に規定する借入限度額等よりも手厚く借入限度額等が設定されています。これら震災特例法の規定に基づく住宅ローン控除の適用がされた場合についても、個人住民税で控除できるよう読替え規定が設けられています。

### (2) 改正の内容

令和6年度税制改正において、令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン控除の借入限度額等について（資料4）のような改正が行われました。これらについて、租税特別措置法第41条第13項及び第14項として新たに規定されたことから、これらの規定が適用された場合も個人住民税から住宅ローン控除ができるよう改正が行われました（地法附則5の4の2）。

同様に、震災特例法第13条の2第3項にも新たな規定が追加されたことから、この規定が適用された場合も個人住民税から住宅ローン控除ができるよう改正が行われました（地法附則45）。

施行期日については、改正後の規定が適用される初年度の個人住民税の賦課期日に合わせるため、令和7年1月1日施行（所得税の改正は令和6年4月1日施行）とされています。

(資料 4) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和6年・7年入居）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円



〔改正後（令和6年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ	
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注） 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

- ※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
- ※ 所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

## 四 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）

### 1 外形標準課税

法人事業税のうち付加価値割及び資本割を外形標準課税といいます。外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税収の安定化、経済活性化の促進等を図るため、「資本金1億円超」の法人を対象として平成16年度に導入されました。その後、平成27・28年度税制改正では、成長志向の法人税改革の一環として、法人事業税所得割の税率引下げと併せて、段階的に外形標準課税の割合を拡大してきた経緯があります。

一方で、外形標準課税については、減資などによりその対象法人数が導入時と比べ3分の2まで減少しているほか、組織再編時に子法人の資本金を1億円以下に設定することにより、対象範囲が縮小する事例があることなどの課題が指摘されていました。この課題に対し、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負

担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、令和6年度税制改正において、外形標準課税の適用対象法人について次のとおり見直しを行うこととされました。

#### (1) 減資への対応

##### ① 事業税の納税義務者等の特例

##### イ 改正前の制度の概要

事業税の納税義務者等として、法人が行う事業及び法人の区分に応じ、事業税の課税方式が定められています。具体的には、電気供給業、ガス供給業、保険業等の課税方式を定め（地法72の2①二～四）、これら以外の事業を行う法人に対する事業税は次に定める額とされています（地法72の2①一）。

- (イ) (ロ)に掲げる法人以外の法人：付加価値割額、資本割額及び所得割額の合計額
- (ロ) 次の法人：所得割額

- ・ 公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型を除きます。）及び一般財団法人（非営利型を除きます。）（以下「所得等課税法人」といいます。）
- ・ 所得等課税法人以外の法人のうち、資本金又は出資金の額（以下単に「資本金」といいます。）が1億円以下の法人

これにより、所得等課税法人以外の法人のうち資本金1億円超のものは、「ロ）に掲げる法人以外の法人」として、外形標準課税の対象法人となります。

また、上記の規定を適用する場合における「資本金1億円以下の法人であるかどうか」の判定、すなわち課税方式の判定は各事業年度終了の日の現況によることとされています（地法72の2②）。

#### ロ 改正の内容

所得等課税法人以外の法人については、資本金が1億円を超えるか否かで外形標準課税の対象かどうかが決まる仕組みとなっています。資本金1億円超から1億円以下への減資を中心とした要因により、外形標準課税の対象法人数は導入時に比べ約3分の2まで減少しています。このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資（以下「項目振替型減資」といいます。）を行っている事例も存在します。

こうした項目振替型減資への対応を中心として検討が行われた結果、外形標準課税の適用対象法人に係る改正前の基準（資本金1億円超）を維持した上で、補充的な基準として、当分の間、当該事業年度に資本金1億円以下であっても、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計

額が10億円を超えるものは外形標準課税の対象とすることとされました（地法附則8の3の3①）。

なお、電気供給業（小売・発電事業等）を行う法人（地法72の2①三）の課税方式についても影響が及ぶこととなります。

課税方式の判定に当たっては、一定の法人について、払込資本の額が10億円を超えるか否かについても確認が必要となります。事業税の納税義務が発生するのが事業年度終了時であり、改正前の資本金1億円以上か否かの判定も事業年度終了時点の現況によることとしていることから、払込資本の額が10億円を超える法人であるかどうかの判定も事業年度終了日の現況によることとされています。

（注1） 今回の見直しは、財務会計上、単に資本金を資本剰余金に振り替える「項目振替型減資」への対応を中心として行われるものです。このため、資本金の振替先である資本剰余金に着目した指標を採用することが適当であり、地方財政審議会に設置された「地方法人課税に関する検討会」の第2次中間整理を踏まえ、「資本金と資本剰余金の合計額」との指標を用いることとされました。

（注2） 10億円との水準については、「資本金1億円」に対する資本金等の額の水準が平均で約2～3億円であることを踏まえつつ、企業経営等への影響に一定程度配慮した水準とすること、「中堅的な企業」（≒資本金10億円以下）の資本金等の額が平均で約10億円であることなどを踏まえ設定されました。

（注3） 原始附則において「当分の間」の措置としている理由

減資による外形標準課税の対象法人数の減少への対応に当たっては、「小規模な企業への影響に配慮するとともに、

必要以上に多くの法人に制度見直しの影響を及ぼさないように」検討すべき（地方財政審議会「地方法人課税に関する検討会」）との指摘があった一方で、資本金1億円超から1億円以下へ減資する企業が後を絶たないとの報道があるなど外形標準課税の対象法人数は年々減少しており、早急に対策を講じる必要があったことから、改正前の基準（資本金1億円超）を維持しつつ、項目振替型減資に対応するための補充的な基準を加えることとされました。

外形標準課税の適用基準については、他の法人課税制度や中小企業施策における「中小法人」の範囲とも関連しており、「これらと合わせて議論すべき」との意見もありましたが、現に生じている課題への対応を早急に行う観点から、改正前の「資本金1億円超」基準に対する特例措置として設定されるものです。

本措置により、

- ・ 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が、法改正後に資本金1億円以下に減資した場合には外形標準課税の対象となる一方、
- ・ 改正前に減資していた法人は外形標準課税の対象外となり、

資本金と資本剰余金の合計額が同一の法人の間で課税上の取扱いに差異が生じることとなるため、時限的な措置とされました。その期間については、今後の企業業績の状況や地域経済・企業経営への影響にも配慮する必要があり、現時点で特定の期間を見通すことが困難であり、「当分の間」の措置とされました。

## ② 中間申告義務の判定に係る規定の整備

### イ 改正前の制度の概要

前年の法人税額が僅少な法人については

中間申告を要しないこととされていますが、当該中間申告の免除規定は外形対象法人には適用されません（地法72の26⑧）。すなわち、外形対象法人については中間申告義務が課せられています。中間申告義務の有無を判定する場合において、外形対象法人であるか否かの判定は、当該事業年度開始の日以後「6月を経過した日の前日」の現況によるものとされています（地法72の26⑨）。中間申告義務のある法人について、中間申告書の申告納付期限内に申告納付がなかった場合には、申告書の提出があったものとみなされ、課税庁は当該法人が当該期間内に予定申告（前事業年度の税額の1/2）に係る事業税額を納める義務があるものとして取り扱います（地法72の26⑤）（みなす課税）。

課税庁は、みなす課税に係る税額の適正な徴収のため、納税者の申告がなかった場合でも中間申告義務があるか否か（＝外形対象法人か否か）を判断する必要があります。課税庁においては、法人に対して資本金に変更があった場合の届出を求めること等により、当該法人の「6月経過日の前日」の資本金の額の把握に努めています。

### ロ 改正の内容

外形対象法人か否かを判定するに当たっては、当該法人の「資本金が1億円超か以下か」という点に加え、資本金1億円以下の法人については「前事業年度に外形標準課税の対象法人に該当したものであって、当該事業年度の払込資本の額が10億円を超えるもの」であるか否かについても確認が必要となります（地法附則8の3の3①）。

当該法人が「前事業年度に外形標準課税の対象法人に該当したもの」であるかどうかについては、前事業年度の課税情報を参照すること等により確認可能である一方、当該法人の払込資本の額については、課税庁が自ら把握することは困難であり、中間

申告時点で把握している最新の情報として、前事業年度末の確定申告により申告された情報で判定することが適当であると考えられます。仮に「資本金が1億円超か以下か」と「払込資本の額が10億円超か以下か」とを異なる時点で判定することとした場合（例えば、資本金の額は6月経過日の前日時点の数値で判定し、資本金を含む概念である払込資本の額は前事業年度末時点の数値で判定することとした場合）、納税者及び課税庁において混乱が生じる可能性があります。課税実務の面で課題があります。

このため、中間申告義務が課される外形対象法人に該当するかどうかの判定については、前事業年度末時点の情報で判定することとされました（地法附則8の3の3②）。

なお、後述の「100%子法人等への対応」（令和8年4月1日施行）において、地方税法第72条の26第9項を改正することに伴い、同法附則第8条の3の3第2項の規定は削除されます。

### ③ 施行期日・経過措置

納税義務者に対する周知期間や都道府県における準備期間が必要であること等を踏まえ、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用することとされています。

施行日が1年以上先であることから、本改正の内容を前提に、補充的な基準の適用を回避する意図で「駆け込み」で資本金1億円以下に減資する企業も想定されます。しかし、

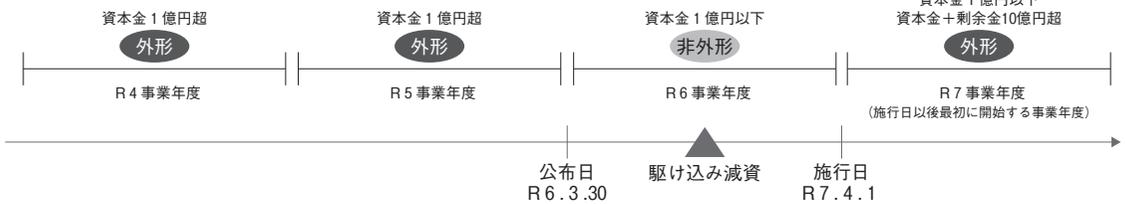
項目振替型減資により実質的に大規模といえる法人が外形標準課税の対象外となることに対応するという本改正の趣旨に照らすと、こうした「駆け込み減資」を行った法人についても、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする（原始附則の適用対象とする）ことが適当であるため、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「改正法」といいます。）の公布日の前事業年度から施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度までに一度でも外形標準課税の対象であった法人については、課税される事業年度の「前事業年度」に外形対象法人でなかったとしても、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする経過措置を講じることとされました（改正地法附則7②）。

ただし、改正法の公布日までに行われた減資については、今回の改正内容が一般に周知される前に行われたものであることから、これを「駆け込み減資」と扱うことは適当ではないと考えられ、改正法の公布日の前事業年度について外形標準課税の対象であった法人で、公布日前日に資本金1億円以下であると判定され、かつ、公布日から施行日以後最初に開始する事業年度の前事業年度までに一度も外形標準課税の対象となっていない法人は、上記に該当する場合であっても外形標準課税の対象とされません。

〔駆け込み減資への対応〕※施行初年度の経過措置

減資対策が施行されるまでの間に「駆け込み」で資本金1億円超から1億円以下に減資を行った法人が、施行日（令和7月4月1日）以後最初に開始する事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とする経過措置を講ずる。

< 3月決算法人の例 >



(2) 100%子法人等への対応

① 改正前の制度の概要

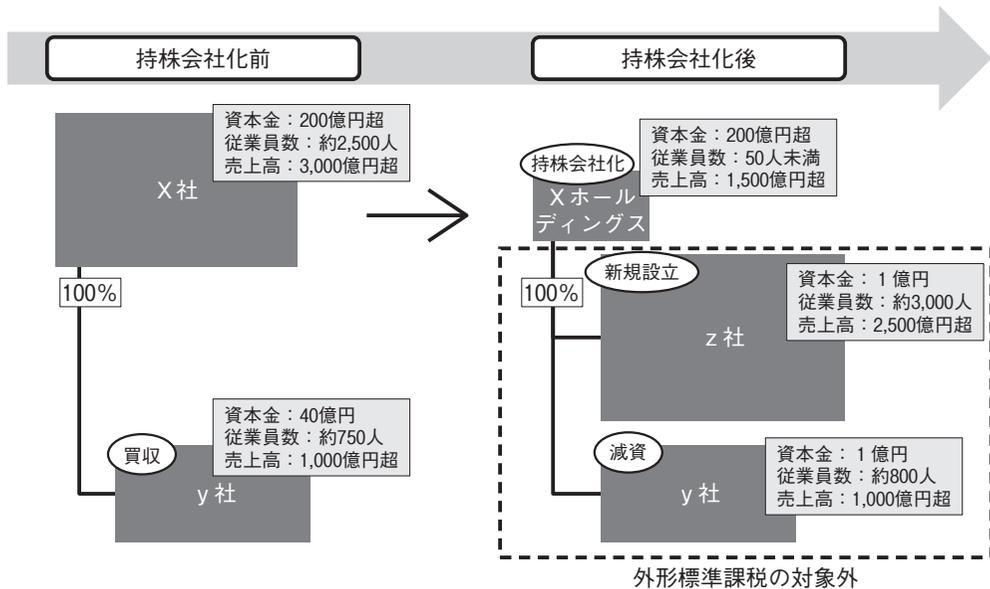
上記(1)①イのとおり、事業税の納税義務者等（地法72の2①）として、法人が行う事業及び法人の区分に応じ、事業税の課税方式が定められています。

② 改正の内容

改正前の制度は、納税義務者の類型及びその資本金を基に課税方式を判定するものであることから、組織再編時に子法人の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が縮小する事例があることなどの課題が指摘されていました。

(資料5) 組織再編と外形標準課税の対象範囲の関係

- 事業部門の分社化や持株会社化、外部の企業の子会社化などの組織再編の際に、子会社の資本金を1億円以下に設定すること等により、外形標準課税の対象となる部分が大幅に縮小している事例も見られる。



※ 上記は連結対象法人のうち、100%子会社の典型例について抜粋し、模式的に示したものである。  
 (出典) 東洋経済新報社「会社四季報」及び「会社四季報未上場会社版」並びに有価証券報告書を元に総務省作成

これへの対応として、子会社が親会社の信用力等を背景に事業活動を行っていることに着目し、また、法人税法において大法人の100%子会社等が中小法人から除かれていること及びその趣旨等を参考に検討が行われ、一定の100%子会社等を外形対象法人に追加することとされました。

イ 法人税における中小法人からの除外

法人税法においては、資本金1億円以下の普通法人等は中小法人とされ、軽減税率の適用や繰越欠損金の所得全額までの損金算入等が認められています。ただし、資本金が1億円以下であっても、次の法人に該当するものについては、中小法人から除かれます。

- (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、相互会社・外国相互会社及び受託法人（以下「大法人」といいます。）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人（法法66⑤二）
- (ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれかの法人が有するものとみなした場合において当該いずれかの法人と当該普通法人との間に当該いずれかの法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（法法66⑤三）

これは、大規模な法人の100%子会社等については、親会社の信用力等を背景として資金調達や事業規模の拡大等が可能であると考えられるほか、大規模な法人は分社化により100%子会社を自由に設立することが可能であると考えられる中、グループとして活動しながら、その100%子会社等が単体課税による中小特例のメリットを享受することができるという問題点に対応するため、平成22年度税制改正において、資本金5億円以上の法人等の100%子会社等については中小特例を適用しないこととさ

れたものです。

(注) 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する場合における当該一の者と当該法人との関係又は一の者との間に当事者間の完全支配関係がある法人相互の関係をいいます（法法22の七の六）。

ロ 100%子法人等への対応の概要

(イ) 事業税の納税義務者等

所得等課税法人以外の法人について、資本金が1億円以下の法人であっても、次のいずれかに該当するものは、外形対象法人に追加することとされました（地法72の2①一口、地令10の4）。

- i 特定法人（払込資本の額が50億円を上回るもの（外形対象法人でない法人を除きます。）及び相互会社等）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額（公布日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの
- ii 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれかのものが有するものとみなした場合において当該いずれかのものと当該法人との間に当該いずれかのものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（公布日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(注1) 払込資本の額は、「法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として政令で定める金額をいう」とされています（地令10の2、10の5、地規3の13の4）。

(注2) 今回の見直しは、100%子法人等が、

親法人の信用力等を背景に企業グループで一体的に事業活動を行っている点に着目して講じられるものであり、対象となる親法人については、一定規模以上の法人に限定することとされています。「一定規模以上」を測る指標については、地方財政審議会に設置された「地方法人課税に関する検討会」の第2次中間整理を踏まえ、資本金と資本剰余金の合計額を用いることとされました。その水準については、「中堅的な法人」を上回る規模（資本金10億円超～50億円以下）の大企業の資本金等の額が平均で約50億円であることなどを踏まえて設定され、また、地方税法第72条の2第1項第1号口に掲げる法人（＝外形標準課税の対象外となる法人）が特定法人の範囲から除外されています。

さらに、法人税法における制度を参考に相互会社もその対象とすることとされました。なお、法人税法において、大法人の類型として掲げられている「受託法人」は、法人事業税において外形標準課税（付加価値割・資本割）により課税されないことから、今回の見直しにおいて対象とされていません。

(注3) 特定法人の100%子法人等であっても、その事業規模等は様々であり、小規模な子法人の事務負担等に配慮する観点から、改正前の基準（資本金1億円超）に相当する水準である資本金と資本剰余金の合計額が2億円超の子法人のみを対象とすることとされています。

(注4) 今回の見直しでは、一定の100%子

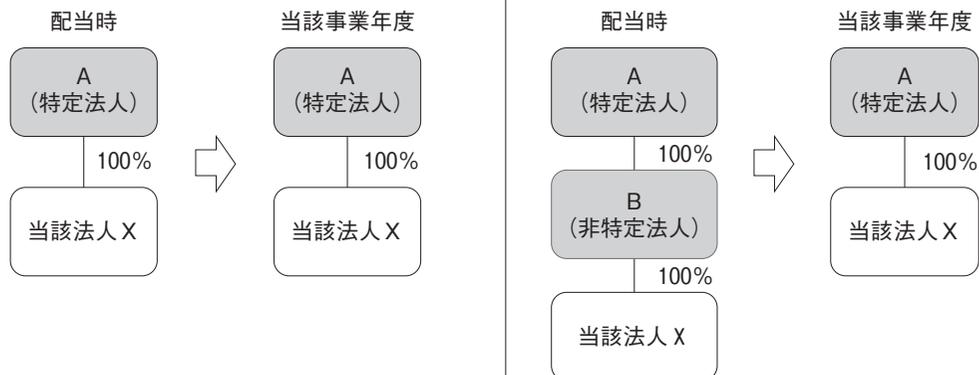
法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人が外形標準課税の対象とされるものですが、公布日以後に、100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当又は出資の払戻しを行った場合には、資本金と資本剰余金の合計額に当該配当等に相当する額を加算することとされています。

これは、100%子法人等に対する措置の適用を回避する意図で、100%グループ内において資本剰余金を原資とした配当等を行い、100%子会社の資本剰余金を小さくするケースが想定されることから講じられるものです。なお、課税方式の選択を意図した配当等を防ぐ観点から措置されるものであり、加算の対象は、改正法の公布日以後に行われた資本剰余金の減少を伴う配当等とし、当該100%親法人との間に完全支配関係があると認められる一定の場合に行われたものに限ることとされています。

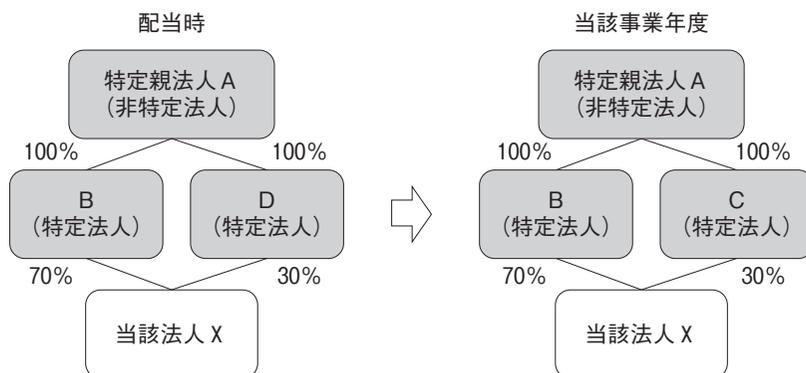
外形標準課税の対象から逃れるために行われたと推定されるものに限定するため、加算措置の対象となるのは、資本金1億円以下であっても「100%子法人等への対応」により外形標準課税の対象となり得る場合に行われた配当とされています。ただし、当該年度の100%親法人と異なるグループに所属していた（当該100%親法人との間に完全支配関係がない）ときに行われた配当については、現グループ下での「100%子法人等に対する措置の適用を回避」とはいえないため、加算の対象外とされています。

(資料6) 配当が加算対象となる場合の例

(イ) i 関係



ii 関係



(ロ) 外形対象法人の判定

外形対象法人か否かを判定するに当たっては、当該法人の「資本金が1億円超か以下か」という点に加え、

- i 当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係があるか
- ii iを満たす場合、当該他の法人（親法人）が特定法人であるか
- iii 当該法人の払込資本の額（配当に係る加算をした額）が2億円超か以下かについても確認が必要となります。

事業税の納税義務が発生するのは事業年度終了時であり、改正前の基準である「資本金が1億円超か以下か」については、事業年度終了時点の現況で該当するか否かを判定しています。したがって、新たに追加される上記 i から iii までにつ

いても基本的には事業年度末の現況で判定することが望ましいものです。

しかし、上記 ii については親法人の資本剰余金も確認する必要があるところ、仮に親法人と子法人の事業年度が異なる場合は、親法人の年度途中で資本剰余金の確定決算の数値を把握することはできません。このため、上記 ii についてのみ、親法人の直近の事業年度末の時点の状況で判定することとされています。なお、子法人の事業年度末日を含む親法人の事業年度が、設立後最初事業年度である場合は、「親法人の直近の事業年度末」がないことから、当該設立後最初事業年度開始の日の状況により判断することとされています（地法72の2②）。

(ハ) 事業年度の期間が6月を超える法人等

の中間申告納付

外形対象法人であるか否かを判定するにあたり必要な事項のうち、上記(ロ) i から iii までについては、申告がなかった場合に課税庁が「6 月経過日の前日」の現況を把握することは困難です。他方、今回、仮に「資本金が1 億円超か以下か」と上記(ロ) i から iii までを異なる時点で判定する場合、納税者及び課税庁において混乱が生じる可能性があるため、課税実務の面で課題があります。

このため、全てについて、前事業年度末時点の情報で判定することとされました。具体的には、「前事業年度終了の日」に外形標準課税の対象であった（地方税法第72条の2 第1 項第1 号イに掲げる法人に該当していた）法人については、中間申告義務を課すこととされています（地法72の26⑧⑨）。

#### (二) 中堅中小 M&A に係る特例

企業のグループ化は、複数企業を連続的に M&A をすることを通じて、事業の拡大や経営の効率化、シナジー効果の発揮といった効果を期待するものですが、一般的に、その効果が発現するまでには一定期間を要するとされています。

「100%子法人等への対応」により外形標準課税の対象となる法人について、仮に税負担が増加する場合には、グループ化の目的である企業グループの成長を阻害する懸念があるほか、政府においては、地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させる等の観点から中堅・中小企業の M&A を推進していることを踏まえ、M&A により100%子法人等となった一定の法人を外形標準課税の対象から除くこととされました（地法附則8の3の4、地令附則6）。

具体的には、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力

強化法等の一部を改正する法律の施行日から令和9年3月31日までの間に改正後の産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の定めるところにより認定を受けた特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として、株式交換、株式交付、株式又は持分の取得等によって、他の法人の株式等を取得し、又は他の法人の株式を譲り受け子会社化した場合で一定の条件を満たす場合には、その取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度まで（対象期間）の各事業年度において、当該他の法人（対象法人）は外形標準課税の対象外とすることとされています。また、計画認定を受ける前5年以内に買収した子法人のうち、当該特別事業再編計画に含まれ、成長要件の対象となるもの（5年以内株式等取得等法人）も本特例措置の対象に含めることとされています。

#### (ホ) 施行期日・経過措置

「100%子法人等への対応」については、制度の周知期間並びに地方団体及び本改正により新たに外形対象法人となる法人の準備期間を確保する観点から、「減資への対応」よりも1年先の令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用することとされています。

また、本改正により新たに外形標準課税の対象となる法人の税負担の増加への配慮から、経過措置として、新法の規定により申告納付すべき事業税額（外形対象法人としての税額）が、当該法人を非外形対象法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額（比較法人事業税額）を超える場合に、次に定める額を当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講じることとされています（改正地法附則8②）。

- i 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の2の割合を乗じた額
- ii 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

なお、本経過措置は、今回の「100%子法人等への対応」の改正があることに伴って外形標準課税の対象となる法人が対象とされるものであり、当該改正がなくとも外形対象法人となる資本金1億円超基準（又は前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で当該事業年度に払込資本の額が10億円超の法人（地法附則8の3の3））を満たす法人については、本経過措置の対象外となります。

「申告納付すべき事業税額」からの既存の控除措置として、仮装経理による税額控除と租税条約による税額控除があります。両者については、先に仮装経理による税額控除を行い、後に租税条約による税額控除を行うこととされています（地法72の24の11⑤）。今回導入する控除措置（激変緩和措置）は政策的かつ時限的なものであり、他の控除措置のように繰越控除や還付の仕組みは必要がないことから、まず、本措置による控除を行い、次に仮装経理による控除、最後に租税条約による控除を行うよう、規定が整備されています（改正地法附則8③）。

なお、「申告納付すべき事業税額」からの控除措置として、企業版ふるさと納税もありますが（地法附則9の2の2）、これは令和7年3月31日までの間に、寄附金を支出した場合に、当該支出した日を含む事業年度に係る「申告納付すべき事業税額」から当該寄附金額の一定割合を控除する措置です。そのため、令和8

年4月1日以降開始する事業年度から適用される今回の激変緩和措置との間で控除に係る先後関係が問題になることはありません。

## 2 法人住民税・法人事業税に係る税負担軽減措置等

### (1) 賃上げ促進税制

#### ① 法人住民税

##### イ 改正前の制度の概要

法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、法人税法及び租税特別措置法に規定する税額控除の適用を受ける前の金額とされ、法人税における租税特別措置の影響が遮断されています（地法23①四）。その上で、影響が遮断された税額控除のうち、一部の税額控除について、中小企業者等に限り遮断を解除する（法人税における税額控除の影響を受け入れる）こととされています。

法人税における賃上げ促進税制（措法42の12の5）は、遮断が解除されています。

##### ロ 改正の内容

租税特別措置法の改正を踏まえ、法人住民税法人税割において、引き続き中小企業者等が法人税の賃上げ促進税制の適用を受けることができるよう、次のとおり規定の整備が行われました。

(イ) 中小企業者等が法人税の「全法人（主に大企業）向けの措置」（措法42の12の5①）による税額控除の適用を受けた場合の遮断解除の措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました（地法附則8⑧）。

(ロ) 中小企業者等が法人税の「中堅企業向けの措置」（措法42の12の5②）による税額控除の適用を受けた場合の遮断解除の規定が創設されました。法人税の措置と合わせ、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度

の法人税額について適用されます（地法附則8⑨）。

(ハ) 中小企業者等が法人税の「中小企業向けの措置」（措法42の12の5③）による税額控除の適用を受けた場合の遮断解除の措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました（地法附則8⑩）。

(ニ) 法人が各事業年度の法人税額について「中小企業向けの措置」の繰越税額控除の適用を受けた場合の遮断解除の規定が創設されました（地法附則8⑪）。本措置について、その対象は「中小企業者等」に限定されていません。これは、法人税において、N年度に「中小企業向けの措置」の適用要件を満たす中小企業者等がN+1年度以降に（法人の規模にかかわらず）繰越税額控除の適用を受けられることと同様の取扱いとされているものです。

なお、中小企業者等が当該事業年度に発生した控除可能額を控除し、かつ、前事業年度以前から繰り越された額を控除する場合には、上記(イ)から(ハ)までのいずれか及び上記(ニ)の双方の適用を受けることとなります。

上記の改正は、令和6年4月1日に施行されています。施行日以後に開始する事業年度分の法人住民税に適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人住民税については、なお従前の例によることとされています。

## ② 法人事業税

### イ 改正前の制度の概要

法人税における賃上げ促進税制と合わせ、法人事業税付加価値割についても特例措置が講じられていますが、これまで外形標準課税が資本金1億円超の大法人のみを対象としていたことから、法人税における大法人（資本金1億円超）向けの措置に相当す

る規定のみが置かれていました。具体的には、法人事業税付加価値割について、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、継続雇用者給与等支給額を対前年度比で3%以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与等の増加額（雇用安定控除額との調整あり）を付加価値額から控除する特例措置が設けられています。法人税における措置と同様、資本金が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、マルチステークホルダー方針の公表が適用要件とされています。

関連して、労働者派遣又は船員派遣をした法人に対して適用する場合の調整規定（旧地法附則9⑭）、事業税を課されない事業等とそれ以外の事業等を併せて行う法人に対して適用する場合の調整規定（旧地法附則9⑮）、適用を受ける場合の提出書類等に係る規定（旧地法附則9⑯）が置かれています。

### ロ 改正の内容

法人税における大法人（大企業・中堅企業）向けの措置の適用要件を踏まえ、引き続き、継続雇用者給与等支給額を対前年度比で3%以上増加させた法人に対して特例措置が講じられ、その適用期間が3年延長（令和9年3月31日に開始する事業年度まで適用）されました。また、法人税と同様、「資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の法人」に加え、「常時使用従業員数2千人超の法人」についても、マルチステークホルダー方針の公表が要件となります（地法附則9⑬）。

上記の改正は、令和6年4月1日に施行されています。施行日以後に開始する事業年度分の法人事業税に適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人事業税については、なお従前の例によることとされています。

また、外形標準課税の適用対象法人の見直しにより、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円超から1億円以下に減資した場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えたとの補充的な基準に該当するときなどには、外形標準課税の対象となります。

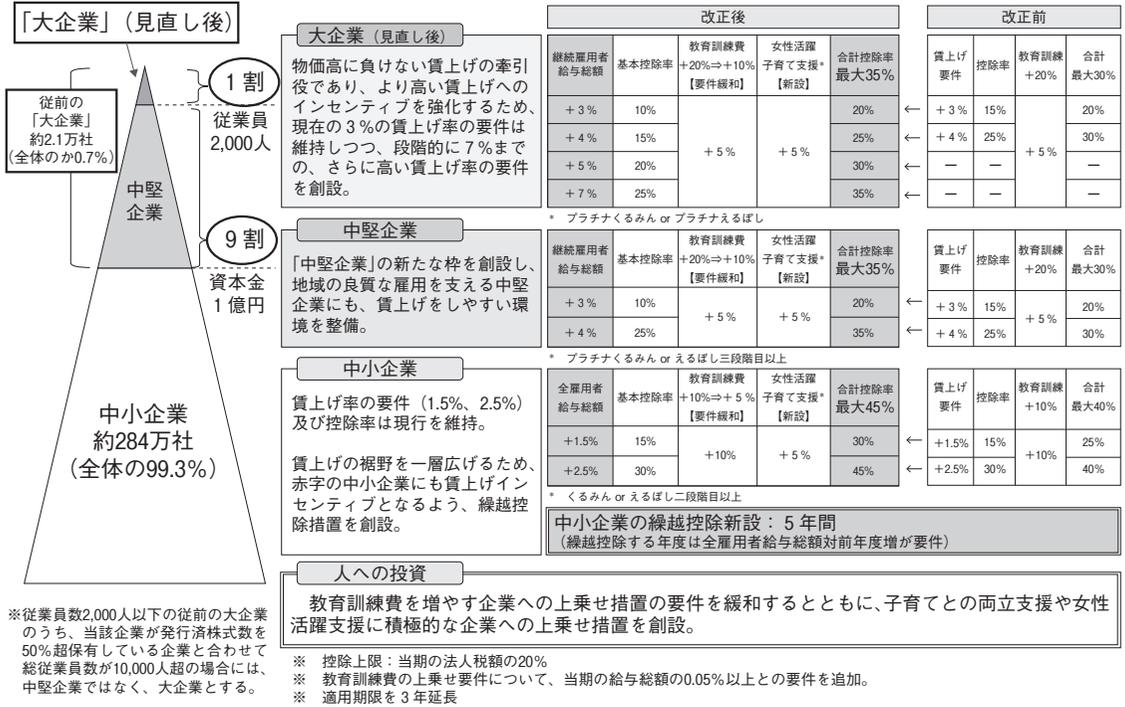
このため、こうした法人についても特例措置の適用を受けられるよう所要の措置が講じられました。これまで、外形標準課税の対象となる大法人について、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加した場合に特例措置の対象としていました。これに加え、今回、外形標準課税の対象となる資本金1億円以下の法人については、雇用者全体の給与総額を一定割合以上増加した場合に、税負担を軽減する措置が講じられました。

具体的には、外形標準課税の対象となる法人（租税特別措置法に規定する中小企業者等に該当する場合に限ります。）に対する付加価値割の課税標準の算定については、

法人税における「中小企業向けの措置」と合わせ、令和7年4月1日から令和9年までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、全雇用者の給与総額を対前年比で1.5%以上増加させた法人に対して、雇用者全体の給与等の増加額（雇用安定控除額との調整あり）を付加価値額から控除する特例措置が講じられました（地法附則9⑭）。これに伴い、労働者派遣又は船員派遣をした法人に対して適用する場合の調整規定（地法附則9⑮）、事業税を課されない事業等とそれ以外の事業とを併せて行う法人に対して適用する場合の調整規定（地法附則9⑯）、適用を受ける場合の提出書類等に係る規定（地法附則9⑰）について、所要の整備が行われました。

上記の改正は、外形標準課税の改正に伴う措置であることから、「減資への対応」の施行日である令和7年4月1日の施行とし、同日以降に開始する事業年度から適用することとされています。

(資料7) 賃上げ促進税制の改正



(2) 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

① 戦略分野国内生産促進税制の創設

世界各国でGX・DX等の戦略分野への投資拡大に向けた政策競争が見られる中、我が国においても、民間として事業採算性に乗りにくいものの、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となるGX・DX・経済安全保障の戦略分野における国内投資を促進する必要がある等の観点から、国税において、新たに「戦略分野国内生産促進税制」が設けられました。

地方税においては、国税における「戦略分野国内生産促進税制」の創設を踏まえ、本税制を法人住民税に適用しないこととする措置を講じることとされました。具体的には、法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額について、本税制による税額控除の適用を遮断したものとされています(地法23①、292①)。なお、施行期日は、新たな事業の創出

及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日とし、当該施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税について適用することとされています。

② イノベーションボックス税制の創設

国税における「イノベーションボックス税制」の創設に伴い、本税制による所得控除について、法人住民税の課税標準(法人税額)や法人事業税の単年度損益及び所得に自動影響することとなります(地法23①、72の18①、72の23①、292①、地令20の2の16、21の4)。

③ スタートアップ関連税制の拡充等

第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税からの除外、オープンイノベーション促進税制の延長並びにスピノフ税制の見直し及び延長について、国税の見直し等に伴い、法人住民税の課税標準(法人税額)や法人事業税の単年度損益及び所得に自動影響することとなります(地法23①、72の18①、72の23①、

292①、地令20の2の16、21の4)。

(3) 電力システム改革に伴う法人事業税の収入割に係る特例措置の創設及び延長

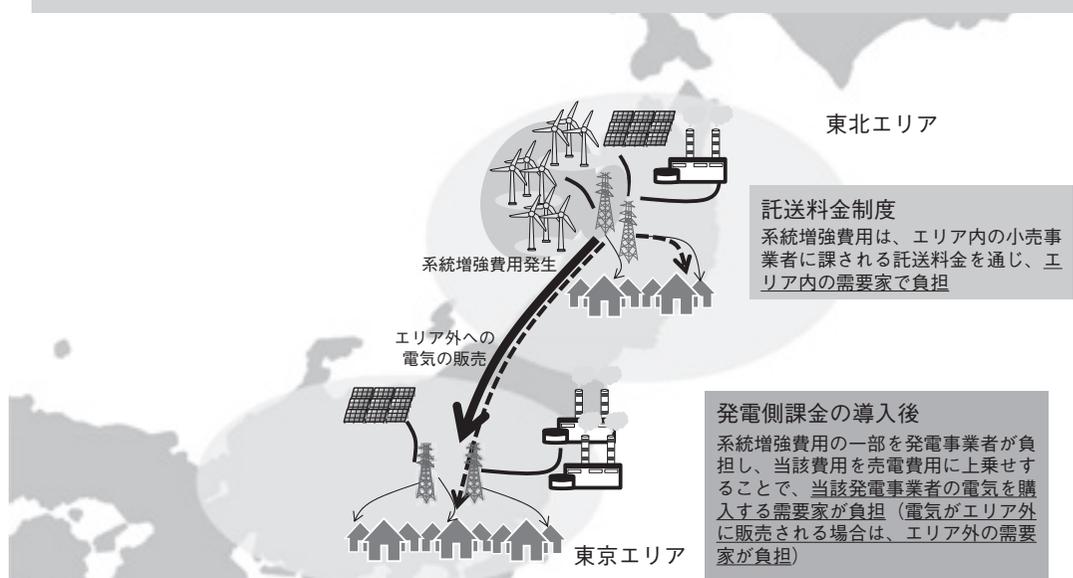
① 「発電側課金」の導入に伴う特例措置の創設

一般送配電事業者による託送供給に係る料金の抑制及びより公平な費用負担等を図る観

点から、小売電気事業者が全て負担している送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、令和6年度より「発電側課金」が導入され、系統利用者である発電事業者にも一部の負担を求めることで、(価格転嫁を通じ)電気を購入するエリア外の需要家も当該系統の増強費用を負担することとされています。

(資料8) 系統増強費用の負担

- 託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴う系統増強費用は、当該エリア内で負担することになる。一方、発電側課金の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアの電気を利用する他エリアの需要家も系統増強費用を負担することとなる。



当該「発電側課金」(相当額)は、当然に一般送配電事業者に帰属する収入であり、電気供給業を行う法人間で重複課税構造が認められることから、令和6年度税制改正において、電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税に限り、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置が講じられまし

た(地法附則9⑧、地令附則6の2)。

- (イ) 当該電気供給業を行う法人が発電事業等を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者等に対して電気事業法(昭和39年法律第170号)に規定する託送供給に係る料金(これに相当する額を含みます。)を支払うとき。
- (ロ) 当該電気供給業を行う法人が特定送配電

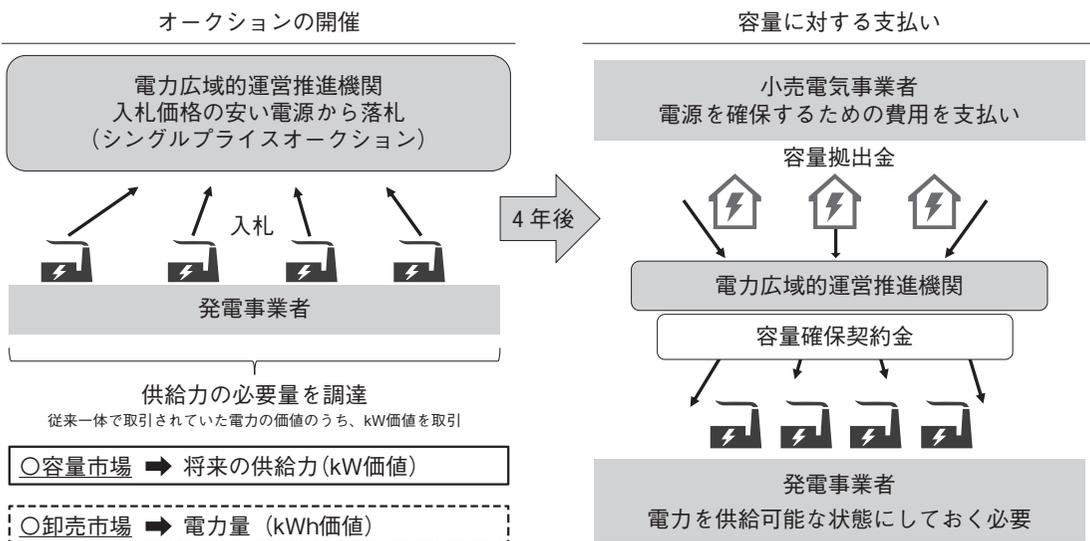
事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業者に対して電気事業法に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。

上記の改正は、令和6年4月1日に施行されています。施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用することとされています。

② 「容量市場」及び「予備電源制度」の導入等に伴う特例措置の創設

「容量市場」については、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等が市

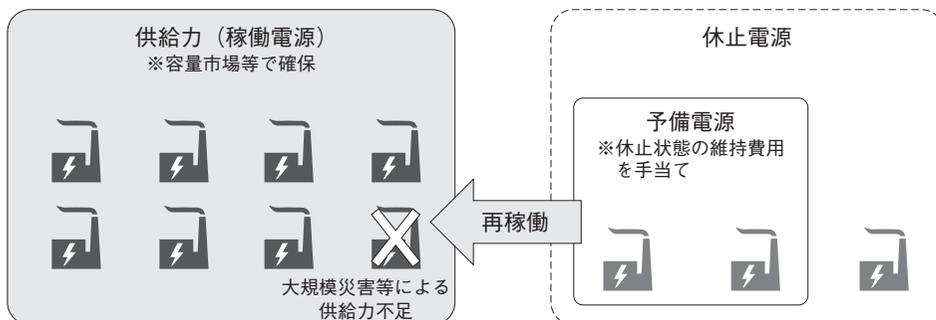
場に参加することで、将来にわたって我が国全体の供給力を効率的に確保するため創設された仕組みです。具体的には、電気事業法に基づき設置された認可法人である「広域的運営推進機関」（以下「広域機関」といいます。）を通じ、実需給年度の4年前に容量市場のオークションが開催され、発電事業者等から全国で必要な供給力を募集した上で、令和6年度より、容量市場で落札された発電設備に基づく実需給が開始されます。容量市場において、「容量」の確保に必要な費用については、小売電気事業者等が広域機関に対して支払う容量拠出金を原資に、広域機関から発電事業者等に対し、容量確保契約金額として支払われます。



一方、「予備電源制度」は、大規模災害等による電源の脱落や需要の急増等の緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間

内に再稼働が可能な休止電源（予備電源）を維持するための仕組みであり、令和6年度より運用が開始されます。

予備電源制度のイメージ



※予備電源は、短期（3カ月程度）で立ち上げが可能な電源と、長期（1年程度）で立ち上げを行う電源に分けて募集を行う。

「予備電源」の維持に必要な費用については、一般送配電事業者等が（託送供給料金収入を基に）広域機関に対して支払う電源入札拠出金を原資に、広域機関から発電事業者等に対し、電源入札等補填金として支払われます。

これらの容量拠出金及び電源入札拠出金（相当額）は、（広域機関を介しつつ）当然に発電事業者等に帰属する収入であり、電気供給業を行う法人間で重複課税構造が認められることから、令和6年度法制改正において、電気供給業を行う法人が広域機関に対して電気事業法第28条の40第1項第5号に掲げる業務に係る対価を支払い、かつ、広域機関が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して当該対価に相当する金額を原資として電気の供給能力の確保に係る対価を支払う場合における当該業務に係る対価の支払をする法人の地方税法第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同法第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額によることとする特例措置が講じられました（地法附則9<sup>24</sup>）。

上記の改正は、令和6年4月1日に施行されています。施行日以後に開始する事業年度

に係る法人の事業税について適用することとされています。

- ③ （一社）日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置の延長

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、卸電力取引市場において売却した電気を自ら購入する場合において当該電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました（地法附則9<sup>19</sup>）。なお、施行期日は令和6年4月1日です。

- ④ 電気事業者の法的分社化に伴い外部化するグループ会社間取引に係る収入割の特例措置の延長

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者及び送電事業者による小売電気事業又は発電事業の兼業が禁止されることに伴い分社化しグループ会社となった電気事業者の間の取引に係る収入金額のうち、電気の安定供給の確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして事前に経済産業大臣の承認を受けた取引を行う場合において当該取引の料金として支払うべき金額に相当

する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が5年延長されました（地法附則9⑳）。なお、施行期日は令和6年4月1日です。

#### (4) 法人事業税の資本割に係る特例措置の延長

次に掲げる各法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置について、改正前の制度では令和5年度末までの措置とされていましたが、適用期限が5年延長されました。なお、施行期日は令和6年4月1日です。

① 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社（資本割の課税標準額について、資本金等の額ではなく、それぞれの資本金の額に2を乗じて得た金額とされます。）（地法附則9①）

② 預金保険法に規定する協定銀行及び承継銀行（資本割の課税標準額について、銀行業の免許基準の最低資本金の額（20億円）とされます。）（地法附則9②）

なお、現在「協定銀行」には株式会社整理回収機構が該当する一方、「承継銀行」は存在しません。

③ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港土地保有株式会社（資本割の課税標準額について、資本金等の額から、当該資本金等の額に6分の5の割合を乗じて得た金額が控除されます。）（地法附則9④）

④ 中部国際空港株式会社（資本割の課税標準額について、資本金等の額から、当該資本金等の額に3分の2の割合を乗じて得た金額が控除されます。）（地法附則9⑤）

⑤ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者（資本割の課税標準額について、資本金等の額から、当該資本金等の額に3分の2の割合を乗じて得た金額が控除されます。）（地法附則9⑥）

なお、具体的な対象法人は、現在、首都圏新都市鉄道株式会社（つくばエクスプレスの

運営会社）のみです。

⑥ 東京湾横断道路株式会社（資本割の課税標準額について、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産のうち建設事業未収入金の占める割合を乗じた金額が控除されます。）（地法附則9⑦）

⑦ 株式会社地域経済活性化支援機構（資本割の課税標準額について、銀行業の免許基準の最低資本金の額（20億円）とされます。）（地法附則9⑧）

#### (5) その他国税の改正等に伴うもの

① 公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置

公益信託制度改革による新たな公益信託制度の創設に伴い、国税において、公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用については、委託者及び受託者の段階で法人税を課税しないこととされ、地方税（法人住民税及び法人事業税）においても、同様の措置が講じられています（地法72の3）。

なお、施行期日は新公益信託法の施行の日とされており、当該施行日以後に効力が生ずる公益信託（移行認可を受けた信託を含みます。）について適用し、当該施行日以前に効力が生じた旧公益信託（移行認可を受けたものを除きます。）については、なお従前の例によることとされています（旧地法附則3の2の3、8の4）。

② 脱炭素成長型経済構造移行推進機構の創設に伴う所要の措置

令和6年2月に脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）の関連規定が施行され、同年夏頃に「脱炭素成長型経済構造移行推進機構」が設立される予定であり、同機構が行う事業のうち収益事業以外の事業について、法人事業税を非課税とする措置が講じられています（地法72の5①七）。なお、施行期日は令和6年4月1日です。

③ 介護療養型医療施設の廃止に伴う所要の措置

地方税においては、医療法人等が社会保険診療について支払を受けた金額は益金の額に算入せず、当該社会保険診療に係る経費は損金の額に算入しないこととされています。今回の地方税法の改正では、地方税法上の社会保険診療に含まれる「介護療養施設サービス」（介護療養型医療施設）が令和5年度末で廃止されることに伴い、関係規定を削除することとされました（地法72の23③、地令21の8）。

④ 中小企業事業再編投資損失準備金制度の拡充及び延長並びに交際費から除外される飲食費に係る見直しについて、国税の延長等に伴い、法人住民税の課税標準（法人税額）や法人事業税の単年度損益及び所得に自動影響することとなります。

⑤ 地方拠点強化税制の拡充及び延長について、国税の延長等に伴い、従前と同様に、法人税の特別償却を法人住民税及び法人事業税に、税額控除を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとされています。

### 3 災害損失欠損金額の繰越控除

#### (1) 改正前の制度の概要

国税において、発災日から6月以内に終了する中間期間において生じた災害損失欠損金額がある場合には、中間申告書の提出と同時に、その災害損失欠損金額に係る中間期間開始の日前1年（青色申告書を提出する場合には、2年）以内に開始した事業年度の法人税額のうちその災害損失欠損金額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとされています（法法80⑤）。

中間期間において生じた災害損失欠損金額について繰戻還付の適用を受けた場合には、還付の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入すること

とされています（法法27）。

地方税においては、個々の地方団体の財政規模が国に比べて小さいことから、法人税と同様に欠損金額を繰戻して還付を行う制度を設けた場合には、それによって受ける影響が大きいこと等の理由により、欠損金の繰戻還付制度は設けられていません。

そのため、法人税額の還付に係る災害損失欠損金額について、繰越控除制度を適用する措置が講じられています。

#### ① 法人住民税

当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税の繰戻還付の適用を受けた場合には、法人税割の課税標準となる法人税額から還付を受けた法人税額が控除されます。

#### ② 法人事業税

中間期間において生じた災害損失欠損金額について繰戻還付の適用を受けた場合には、還付の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は翌年度以降に繰り越すこととされています。

また、法人税においては中間期間に生じた災害損失欠損金額について繰戻還付の適用を受けた場合には、還付の計算の基礎となった災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入し、事業税所得割についても、法人税の例によることとされています（当該益金算入は遮断されていません）。

#### (2) 改正の内容

改正前の制度を前提とすると、事業年度後半の損益の状況によっては、益金として算入された中間期間に生じた災害損失欠損金額繰戻還付額に係る税負担が当該事業年度の確定申告時に生じることとなります。繰戻還付を受ける法人税と異なり、地方税については繰戻還付を受けないにもかかわらず当該事業年度に税負担が生

じるケースも想定されるところです。これについて次のとおり改正を行い、令和6年4月1日以後に終了する事業年度から適用することとされました。

#### ① 法人住民税

当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税の繰戻還付の適用を受けた場合に加え、当該事業年度の中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税の繰戻還付の適用を受けた場合にも、

法人税割の課税標準となる法人税額から還付を受けた法人税額を控除することとされました（地法53<sup>23</sup><sup>26</sup><sup>27</sup>、321の8<sup>23</sup><sup>26</sup><sup>27</sup>、附則8<sup>21</sup>、地令8の23の2、48の11の26）。

#### ② 法人事業税

法人税の還付の基礎となった災害損失欠損金額相当額の益金算入（法法27）を遮断し、通常どおり確定申告時点での欠損金額を次年度以降に繰越すこととされました（地法72の23<sup>2</sup>）。

## 五 地方消費税

### 1 国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税の導入に伴う所要の措置

プラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなして、そのデジタルサービスに係る地方消費税について、国外事業者に代わり、プラットフォーム事業者に対して納税義務を課すこと等の所要の措置を講じることとされました（地法72の78、72の80の3）。

### 2 新たな公益信託制度の創設に伴う所要の措置

新たな公益信託制度の創設に伴い、地方税法第72条の80に規定する「特定公益信託等」について、規定の整備が行われました（地法72の78、72の80、72の80の2、附則9の3、地令35の7の3）。

新たな公益信託制度においては、新たに公益事業を行うことも可能となるため、事業を行う受託者に対して地方消費税を課すこととし、その際、信託財産ごとに、受託者の固有財産と区別して課税することとされました。

地方消費税の納税義務者について、信託は、原則受託者課税であり、公益信託は、例外的に、委

託者課税とされていますが、新たな公益信託制度の創設に伴い、かかる特例について廃止されました。

なお、改正前の特定公益信託及び特定公益信託以外の公益信託について、所要の経過措置を講じることとされました。

### 3 更正の請求による地方消費税還付に係る受還付犯の適用の見直しに伴う所要の措置

偽りその他不正の行為により、譲渡割に係る還付（更正の請求に基づく更正によるものに限ります。）を受けた場合（未遂の場合も含みます。）について、罰則規定を設けることとされました（地法72の88、72の95）。

上記の改正は、法律の公布の日から起算して10日を経過した日以後にした違反行為について適用することとされました。

### 4 清算基準の見直し等に伴う所要の措置

#### (1) 地方消費税の清算に係る規定の整備

地方消費税は、その税収を最終消費地の都道府県に帰属させるため、「消費に相当する額」に応じて都道府県間で清算が行われていますが、「消費に相当する額」のうち、「小売年間販売額」及び「サービス業対個人事業収入額」につ

いて、平成26年商業統計及び平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額から、令和3年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新することとされました。これに伴い、「消費に相当する額」の算定の基礎となる統計の名称について、所要の規定の整備が行われました（地法72の114、地令35の20、地規7の2の9、7の2の10）。

## (2) 地方消費税の市町村に対する交付に係る規定の整備

都道府県は、地方消費税収（清算後）の2分の1を市町村に交付することとされていますが、当該交付は、各市町村の「人口」と「従業者数」により按分して行われます。このうち、「従業者数」の基礎となる統計の名称について、上記(1)の規定の整備に伴い、所要の規定の整備が行われました（地法72の115、地規7の2の15）。

# 六 不動産取得税

## 1 住宅及び土地に係る税率の特例措置及び宅地評価土地に係る課税標準の特例措置の延長

不動産取得税の税率については、本則4%のところ、平成15年度税制改正において、デフレ対策の一環として3%とする特例措置が講じられ、平成18年度税制改正において、住宅以外の家屋について2年間3.5%とする経過措置が講じられた上で4%とされた一方、住宅及び土地に係る税率の特例措置については延長され、これまで時限的に特例措置が講じられてきています。

また、宅地評価土地（住宅用地・商業地等）の取得に係る不動産取得税については、平成6年度

の評価替えに際し、税負担の急激な上昇を避ける観点から、課税標準を2分の1とする特例措置が導入され、経済状況を勘案しながらこれまで時限的に特例措置が講じられてきています。

令和6年度税制改正においては、

- ・ 現下の不動産状況や経済状況は、デフレから完全に脱却したとは言い切れないこと
- ・ 国土交通省が特例措置の見直しのタイミングのメルクマールとして従前から示している「土地取引件数のリーマンショック前の水準までの回復」や、「土地取引個数のリーマンショック前の水準までの回復」が達成されていないこと等も踏まえ、本特例措置の適用期限が3年延長されました（地法附則11の2①、11の5①③）。

(資料9) 不動産取得税の税率の特例・宅地評価土地の特例の延長

制度概要

下記の特例を3年間延長（令和9年3月31日まで）

- 住宅・土地に係る税率の特例（4%→3%）
  - 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例（評価額を1/2に圧縮）
- ※ いずれも、令和6年3月31日までの措置

【税率の特例】

- 本則税率 4%（昭和56年度から）
  - 特例税率
    - ・住宅（家屋）については3%に引き下げ（昭和56年度から）
    - ・土地については3%に引き下げ（平成15年度から）
- ※ 住宅用地については昭和56年度から平成14年度まで税額の減額特例により実質3%

【宅地評価土地（住宅用地・商業地等）の課税標準の特例】

- 宅地評価土地の課税標準は、平成6年は1/2、平成7年は2/3、平成8年以降は1/2

（参考）宅地評価土地に係る税額の算定方法

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{固定資産税評価額}} \times \boxed{\text{課税標準の特例}} \times \boxed{\text{税率の特例}}$$

$\frac{1}{2}$ 
 $\times$ 
 $3\%$

## 2 不動産取得税の税負担軽減措置等

### (1) 税負担軽減措置等の創設

- ① 鉄道事業再構築事業により鉄道事業者が譲渡を受けた一定の不動産に係る非課税措置の創設

ローカル鉄道については、人口減少やマイカーへの転移等が進む中で、利用者的大幅な減少により、大量輸送機関としての特性を十分に発揮できず、存続は危機的状況です。地域の足を守るためには、事業構造を見直し、利便性と持続可能性の高い地域公共交通の再構築が急務です。

このため、令和5年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の改正が行われ、事業構造の見直しを進めつつ鉄道輸送の高度化を図る鉄道事業再構築事業に関する取組への支援が強化されたところです。

これまでの鉄道事業再構築事業（上下分離）は、1つの自治体に所在している路線に係るものが一般的であり、基本的に当該自治体が鉄道施設等の保有主体となっていました。一方、近年では、複数の自治体に跨る路線における鉄道再構築事業（上下分離）の必要性が増えています。路線が複数の自治体に跨る場合、沿線自治体が鉄道施設等をそれぞれ所有することについて各自治体の調整や総意を得ることが困難であることから、沿線自治体等が中心となって出資して設立した新会社（一般社団法人等）に鉄道施設等を移管することが想定されます。しかし、既存会社から新会社へ鉄道施設等を移管する場合、新会社は不動産取得税を負担しなければならず、円滑な上下分離が阻害されるおそれがあります。

そこで、今般、前述のとおり、地域の足の確保は各地域において喫緊の課題であること、国を挙げてこれまで以上に鉄道事業再構築事

業に関する取組への支援に力を入れていること、具体的な適用事例が見込まれること等を踏まえ、新たに特例措置が講じられました（地法附則10⑦、地令附則6の16、地規附則3の2の6）。具体的には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業により鉄道事業者が譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税を非課税とする措置が2年間に限り講じられました。

ただし、譲渡を受ける鉄道事業者がJR本州3社又は大手民鉄の場合には、非課税措置の対象外とすることとされました。

## ② まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための非課税措置の創設

特別緑地保全地区制度とは、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保存し、緑豊かな街の環境を維持する制度です。また、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）や近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）においても類似の制度が講じられています（近郊緑地特別保全地区制度及び歴史的風土特別保存地区制度）。

特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区及び歴史的風土特別保存地区（以下「特別緑地保全地区等」といいます。）においては、建築行為など一定の行為の制限等により現状凍結的に緑地を保全することができることとされています。かかる厳しい規制に対する補償として、土地所有者から特別緑地保全地区等の区域内の土地の買入れを求められた場合には、地方公共団体等は当該土地を買入れることとされています（都市緑地法17等）。

しかし、所有者からの土地の買入れの申出は相続等により突発的に生じることから単年度での予算の確保が難しく、現状では買入れの申出から買入れまでの期間が長期化しています。また、地方公共団体等の多くは緑地保

全に係る技術的なノウハウやマンパワーを十分に有しておらず、特別緑地保全地区等の区域内の緑地管理が大きな負担となっています。こうした状況から、近年、地方公共団体による特別緑地保全地区等の指定件数の増加は著しく鈍化しています。

一方で、気候変動対策の緊急性や生物多様性の保全に関する国際的取組の必要性が高まる中で、我が国として緑地をいかに保全していくかは重要な課題です。厳しい財政制約の中で、都市公園の整備など公共用地として緑地を保全していく手法には限界があり、今後は厳しい開発制限の下で民有地としての緑地保全を可能とする特別緑地保全地区制度等の活用が一層期待されています。

以上のような状況を踏まえ、今般、国土交通省においては、国土交通大臣が指定する公益団体（以下「国指定法人」といいます。）が地方公共団体に代わって特別緑地保全地区等の区域内の土地を買入れ、当該土地の質の向上に係る整備を行った上で当該土地を地方公共団体に譲渡する仕組みを導入するための都市緑地法等の改正について検討が行われています。

これを踏まえて、令和6年度税制改正において、不動産取得税について、緑地の保全を推進する観点から特別緑地保全地区等の指定を後押しすることは重要であること、最終的には土地を地方公共団体に譲渡する仕組みとされる予定であり、国指定法人による土地の取得は形式的な移転にすぎないこと等に鑑み、都市緑地法等の改正を前提に、非課税措置が講じられました（地法附則10⑧）。ただし、国指定法人による買入れの仕組みが円滑に機能するか、当該仕組みの導入により特別緑地保全地区等の指定が進むか等を定期的に検証する必要があることから2年間の時限措置とすることとされました。

具体的には、国指定法人（都市緑地法に規定する都市緑化支援機構）が、令和8年3月

31日までの間に地方公共団体の要請に基づき取得した特別緑地保全地区等の区域内の土地に係る不動産取得税を非課税とする措置が2年間に限り講じられました。

## (2) 税負担軽減措置等の延長

### ① マンション建替事業等により取得される特定要除却認定マンション等に係る非課税措置の延長

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により特定要除却認定マンション又はその敷地を取得した場合には、不動産取得税を非課税とする措置が講じられています。

マンション建替事業又はマンション敷地売却事業においては、除却するマンションや敷地の権利が、権利変換期日又は権利消滅期日に、施行者又はマンション敷地売却組合に集約されることとなりますが、施行者又はマンション敷地売却組合は、取得した建築物等を自ら使用することなく建替えのために除却する又は買受者に権利を移転することとなります。施行者等に除却される建築物の権利が集約されるのは、市街地再開発事業等においても同じですが、本特例措置については、耐震性が不足するなど更新の必要性が高い特定要除却認定マンションに対象が限定されています。

令和4年末時点で築40年を超えるマンションの戸数は約125万戸と住宅総数の約2割に及んでいますが、一方で、マンションの建替え実績は累計で282件、約2.3万戸にとどまっています。かかる状況に鑑みると、引き続き安全性を備えたマンションへの建替えの円滑化を促進していく必要があることから、本特例措置については、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました(地法附則10⑤)。

### ② 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得した

ものとみなす日を家屋新築の日から1年（本則6月）を経過した日とする特例措置の延長

家屋が新築された場合には、当該家屋を新築した日ではなく、原則として、当該家屋の最初の使用又は譲渡（ただし、宅地建物取引業者等が家屋を注文して、その請負人から当該家屋の新築後に譲渡を受けた場合においては、その譲渡後最初の使用又は譲渡）が行われた日に家屋の取得がなされたものとされますが、新築した日から6月を経過しても使用又は譲渡が行われない場合には、その6月を経過した日をもって家屋の取得がなされたものとみなされています（地法73の2②）。

しかし、宅地建物取引業者等からの住宅の流通が停滞している状況に鑑み、宅地建物取引業者等が売り渡す新築住宅については、住宅を取得したものとみなされる時期を新築の日から「6月」ではなく「1年」とする特例措置が講じられてきたところです。

本特例措置については、新築から売却までの期間が6月超～1年以内となっている分譲住宅の割合が引き続き毎年2～3割で推移していることを踏まえ、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則10の3①）。

### ③ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の延長

不動産取得税においては、原則として土地の取得の日から2年以内に、当該土地の上に一定の住宅が新築された場合等については、150万円又は住宅の床面積の2倍（200㎡を限度とします。）までの土地の価格に税率を乗じて得た額を税額から減額する特例措置が講じられています（地法73の24）。

マンションの高層化・大規模化に伴い、建築期間が長期化する場合が増加していること、また、高層マンションの建設にあたっては、近隣住民との十分な調整のため、着工に至る

まで長期間を要する場合があること等から、土地の取得から住宅の新築までに2年以上を要するものも見受けられるため、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置が設けられています。具体的には、平成11年度税制改正において、土地の取得から「2年」以内としている要件を原則「3年」以内とする特例措置が設けられたほか、平成16年度税制改正において、一定の要件を満たす建物（大型マンション等）について、最大で「4年」以内にまで緩和する見直しが行われています。

これらの特例措置については、依然として土地取得から竣工まで2年（大型マンション等においては3年）を超える事例は相当数あり、住宅の工期が長期化する傾向が継続していること等を踏まえ、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則10の3②）。

④ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の延長

河川法（昭和39年法律第167号）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下「従前の家屋」といいます。）について、移転補償金を受けた者が、当該土地について高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと都道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」といいます。）を取得した場合には、代替家屋の価格から従前の家屋の価格を控除する課税標準の特例措置が講じられています。

本則においても、通常の公共事業に適用される代替不動産の取得に係る特例（公共事業の用に供する不動産を収容等されて補償金等を受けた者が、当該収容等の日から2年以内に被収容不動産等の代替資産を取得した場合には、不動産取得税の課税標準から当該被収

容不動産等の価格を控除するもの）が設けられていますが（地法73の14⑥）、高規格堤防の整備事業の場合、盛土等の工事に3～5年かかるなど、事業期間が長期間にわたり、2年以内の代替家屋の取得は困難なため通常の公共事業に適用される代替不動産の取得に係る特例の適用を受けることができないこと等から本特例措置が設けられているところです。

本特例措置については、これまでの適用実績は僅少ですが、現在実施されている高規格堤防整備事業が順次終了し、再移転が進んでいく見込みであり、今後とも高規格堤防の整備を円滑かつ効率的に促進する必要性があることに鑑み、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則11②）。

⑤ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の延長

一定の新築住宅を取得した場合、不動産取得税の課税標準の算定については、1,200万円を価格から控除するものとされています（地法73の14①）。

さらに、良質な住宅ストックの形成及びその普及促進を図るため、当該新築住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に規定する認定長期優良住宅である場合については、控除額を1,300万円とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、引き続き認定長期優良住宅の普及促進を図る必要性があることを考慮し、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則11⑧）。

⑥ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る課税標準の特例措置の延長

中小事業者等が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準については、価格の6分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられて

います。

本特例措置については、平成30年度に創設されて以来適用実績は僅少ですが、新型コロナウイルスの影響もあり、今後、特例の適用が見込まれることや、多くの中小企業等の経営者が後継者未定となっている中で、サプライチェーンや地域経済の活力維持、事業の発展のためにも次世代への経営引継を後押しすることが引き続き必要であることから、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則11⑬）。

⑦ 独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構に係る課税標準の特例措置の延長

令和3年に行われた日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）の改正により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」といいます。）の業務にJR北海道、JR四国及びJR貨物（以下「JR北海道等」といいます。）からの不要土地の引取りが追加されたことを踏まえ、機構が当該業務により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該土地の価格の3分の2に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、令和3年度税制改正において創設されたものの、これまでに機構によるJR北海道等からの不要土地の引取りの実績はなく、本特例措置の適用実績も未だない状況です。

しかし、引き続きJR北海道等からの不要土地の引取りは機構の業務として法定されていること、今後適用が見込まれること等から、適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました（地法附則11⑯）。

⑧ 地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る課税標準の特例措置の延長

医療機関の開設者が、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、令和4年度税制改正において創設されたものの、適用実績は極めて僅少です（令和4年度：0件、令和5年度：1件）。

しかし、令和7年のターゲットイヤーに向けて引き続き地域医療構想の推進が求められていること、今後具体的に適用見込みのある病院が存在すること等から、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則11⑰）。

(3) 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の廃止

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の規定による公告があった低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内にある一定の土地に係る不動産取得税の課税標準の算定については、当該土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられてきました（旧地法附則11⑬、旧地令附則7⑳、旧地規附則3の2の21）。

本特例措置については、平成30年度に創設されて以来適用実績がないことから、特例措置による誘導効果がないと判断され、適用期限の延長は行わず廃止されました。

## 七 軽油引取税

軽油引取税については、次の1から5までに掲げる特定の用途に供される軽油の引取りに係る課税免除の特例措置が講じられ、令和6年3月31日までの時限措置とされていました（旧地法附則12の2の7①）。

- 1 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- 2 自衛隊又は日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- 3 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り
- 4 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
- 5 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

上記5のその他の一定の用途については、地方税法施行令等に委任されており、具体的な対象事業の例として、セメント製品製造業、生コンクリート製造業、鉤物の掘採事業、とび・土工事業などの事業について課税免除の特例措置が講じられているところです。

そのほか、船舶の動力源に供する免税軽油の引

取りを行った自衛隊の船舶の使用者が重要影響事態安全確保法等に基づき当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置、船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が他国との間の物品役務相互提供協定（ACSA）に基づき当該引取りに係る軽油を当該協定の締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置、船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合における課税免除の特例措置についても、令和6年3月31日までの時限措置とされていました（旧地法附則12の2の7⑤⑥⑦）。

令和6年度税制改正においては、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化された経緯や課税免除とされている各業種への影響等も勘案の上、これら課税免除の特例措置の適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました。なお、上記1の船舶のうち、一定の船舶については課税免除の特例措置の適用対象から除外することとされています。具体的には、マリネジャー等に使われる自家用船舶（いわゆるプレジャーボート）が適用対象から除外されますが、事業として行うマリネジャー等に使われる船舶については、引き続き課税免除とすることとされています。また、プレジャーボートを特例措置の適用対象から除外するに当たっては、周知期間等が必要であることを踏まえ、令和7年3月31日までに行われる軽油の引取りについては課税免除とすることとされています（地法附則12の2の7①、地令附則10の2の2）。

## 八 自動車税・軽自動車税

車体課税については、これまで概ね2年ごとに大きな議論及び見直しが行われてきました。直近の見直し年度にあたる令和5年度税制改正では、新型コロナウイルス感染症を背景とした半導体不足等を踏まえ、異例の措置として、環境性能割の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととされた一方、電動車の一層の普及促進を図る観点から、燃費達成度に係る要件について、以後3年間で段階的に引き上げることとされました。そのため、次の税率区分の見直しは令和8年度改正となる予定です。同様に、電気自動車等を取得した場合における種別割のグリーン化特例（軽課）についても、適用期限が3年延長されました。

その上で、令和5年度与党税制改正大綱には、今後の自動車関係諸税の見直しに係る検討事項として「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげ

るため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する」との記述が盛り込まれました。

今般の税制改正においては、車体課税に関する大きな見直しは行われませんでした。令和6年度与党税制改正大綱においても、令和5年度と同内容の検討事項が書き込まれることとなりました（第三 検討事項5）。

一方、地方税制関係法のうち車体課税に関する改正事項については、納税環境整備の一環として、今回の税制改正に先だち、（米軍基地が所在する15都道府県で構成される）渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等から、アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する自動車に係る自動車税等の種別割について、キャッシュレス化等の社会情勢の変化を背景に、証紙現物による徴収に加え普通徴収等の徴収方法が可能となるよう、関係法令の改正を求める旨の要望があったことを踏まえ、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」といいます。）」を一部改正することとされました。

(資料10) 合衆国軍隊の構成員等に係る自動車税・軽自動車税種別割の徴収方法の見直し

- 合衆国軍隊の構成員等に係る自動車税・軽自動車税種別割の徴収方法について、「証紙徴収（証紙現物）」による方法に加え、「普通徴収」や「証紙徴収（証紙現物以外）」による方法も選択可能とする。  
 ※ 令和6年4月1日施行。

改正前：証紙現物を用いて徴収



改正後：「証紙」のやりとりが無くとも納税を可能とする

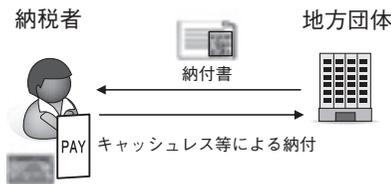
【見直し①】

- QRコード付き納付書の送付等を通じて、キャッシュレス納付を可能に（納付方法の多様化）

【見直し②】

- 納税済印をもって「証紙」に代えることを可能に（徴収事務の効率化）

「普通徴収」



「証紙徴収（証紙現物以外）」



具体的には、これまで、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に係る自動車税及び軽自動車税種別割の徴収については、証紙徴収（証紙現物による払込みに限ります。）が義務付けられてきましたが、先述の要望を踏まえ徴収方法の多様化を図る観点から、令和6年度より、証紙現物による徴収の義務付けを廃止することとされ、地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収及び証紙現物以外の方法による証紙徴収も可能とすることとされています（特例法4）。

地方税法では、証紙現物以外の方法として具体的に、証紙代金収納計器による表示又は現金の納付が認められているとともに（地法177の11④、463の18④）、年度途中で自動車を取得した場合における「月割課税」に係る個別規定（地法177の

10①）が置かれていることを踏まえ、今回の徴収方法の多様化に係る特例法の改正においては、これらと同様の規定を新たに設けることとされました（特例法4③～⑥）。

このほか、今回の税制改正において、公共交通移動等円滑化基準に適合したユニバーサルデザインタクシー（新車に限ります。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置（地法附則12の2の13③）の対象に、新たに創設される認定レベル（レベル準1（仮称））に応じた標準仕様を満たす車両として国土交通大臣が認定するものを加えることとされ、国土交通省において「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領」の一部改正が予定されています。

## 九 固定資産税・都市計画税

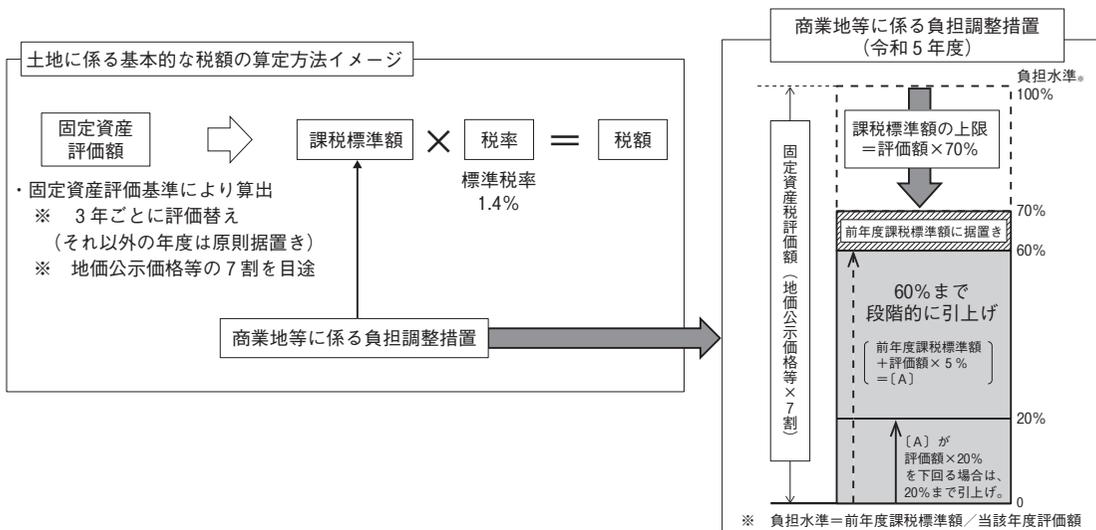
### 1 負担調整措置等

固定資産税においては、令和6年度は、土地・家屋について、3年に1回、価格の変動を反映する「評価替え」の年に当たります。土地に係る評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激

変を緩和するための負担調整措置等も合わせて検討が行われ、必要な措置が講じられてきており、令和6年度税制改正においても、令和6年度以降の負担調整措置等のあり方について議論が行われました。

#### (資料11) 固定資産税の令和6年度評価替えへの対応

- 固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」を行い、価格の変化を反映（今回は、令和6年度が評価替え年度）。
- 平成6年度以降、宅地については地価公示価格等の7割を目途として評価。
- 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、今年の税制改正で令和6年度から令和8年度まで3年間の負担調整措置等のあり方を検討。



#### (1) 負担調整措置の経緯等

##### ① 負担調整措置の経緯

もともと土地に係る負担調整措置は、昭和39年度に市町村間の評価の不均衡を是正するための固定資産評価基準に基づく評価が開始されたことによる税額の激変を緩和するための措置として導入されました。

その後、バブル期の地価高騰による地価公

示価格と固定資産税評価額との乖離拡大を背景に、平成6年度に土地評価の均衡化・適正化を目指し、地価公示価格等の7割を目途に評価を行う、いわゆる7割評価が導入されました。7割評価の結果、全国的に土地の評価の均衡化は進みましたが、前年度の税額を基礎としたなだらかな負担調整措置が講じられていたことから、7割評価前の評価水準の高

低によって、評価額と課税標準額の乖離状況にばらつきが生じることとなりました。それまでは、原則として評価替え後3年から5年程度（住宅用地5年、非住宅用地3年）で課税標準額が評価額に追いつく負担調整措置が講じられていましたが、平成6年度は各土地の評価の上昇割合が高くなることを踏まえ、住宅用地については、課税標準額の特例措置を拡充（小規模住宅用地4分の1→6分の1、一般住宅用地2分の1→3分の1）した上で、長期間（概ね12年程度）をかけて緩やかに課税標準額を上昇させる負担調整措置とされました。

しかし、平成8年度までの負担調整措置の仕組みは、バブル崩壊後地価が下がっているにもかかわらずほぼ全ての土地の税額が上昇すること、評価額と課税標準に大きな乖離が見られる土地が多い中で課税標準の上限が明らかでないこと等の問題点が指摘されていました。

平成9年度税制改正において、それまでの評価額をターゲットとして、なだらかに税負担を上昇させる負担調整措置の考え方を改め、「負担水準」という概念を導入し、各土地によってばらつきのある負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考え方に据える改正が行われました。これにより、負担水準が

高い土地は引き下げ又は据え置くこととし、負担水準が低い土地は緩やかに負担を引き上げることで、税負担の均衡化を進め、評価額に対する課税標準の割合を一定のゾーンに収斂させていくことにより、全国的に均衡化を図る取組みが進められることとなりました。

具体的なゾーン（据置ゾーン）については、住宅用地は負担水準80%以上100%以下とし、商業地等は当初は負担水準60%以上80%以下とされました（80%を超える土地は価格の80%に引下げ）。

その後、商業地等の課税標準額の上限の取扱いが論点となり、平成12年度から段階的に据置ゾーンの上限を下げ、60%以上70%以下を据置ゾーンとする（70%を超える土地は価格の70%に引下げ）改正が行われました。平成16年度には、地方団体の条例により、実質的に商業地等の負担上限を据置ゾーンの範囲内で引き下げることを可能とする条例減額制度が導入されるなどの見直しが行われました。

平成18年度には、地価と税額を一定程度連動させて制度の簡素化を図るとともに、課税の公平性の観点から更に負担水準の均衡化を促進するため、商業地等・住宅用地ともに、前年度の課税標準額に本来の課税標準額（評価額等）の5%を加算する現在の負担調整措置の仕組みが導入されました。

(資料12) 土地に係る負担調整措置（改正前）の概要

【本則に基づく土地に係る固定資産税額】（商業地等）

課税標準額（土地評価額・3年毎に見直し） × 税率（1.4%）

- ・本則課税では土地評価額が大きく上昇すると税額も大きく上昇。
- ・このため、税負担の上昇を緩和するための措置（負担調整措置）を実施。

【負担調整措置のイメージ】（商業地等） ※3年毎の土地評価額見直しと併せて負担調整措置も見直し

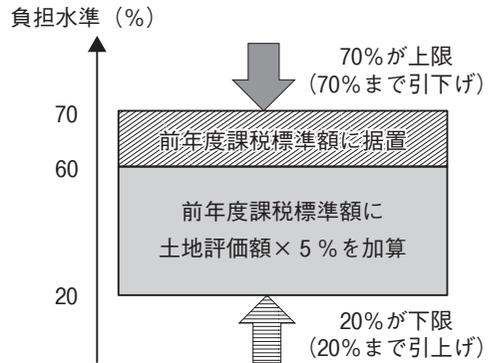
負担調整措置に用いる指標（負担水準）

前年度の税額算定に用いた課税標準額

本則の課税標準額（土地評価額・3年毎に見直し）

「前年度の課税標準額が本年度の本則の課税標準額（土地評価額）と比較してどの程度の割合か」を示す指標

負担水準に応じた現行の負担調整の内容



平成21年度には、東京都特別区などを中心とした地価の急激な上昇に伴い、税負担が大幅に上昇するおそれがあった土地に対する対策として、住宅用地、商業地等、特定市街化

区域農地について、税額が、前年度税額に1.1倍以上の条例で定める割合を乗じた額を超える場合に、その超える税額を減額できる新たな条例減額制度が導入されました。

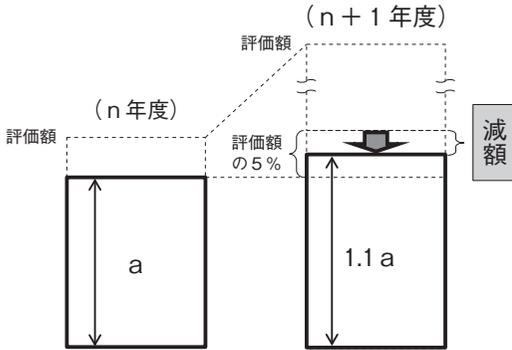
(資料13)

条例減額制度（改正前）の概要

【税負担急増土地に係る条例減額制度】

住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額等が、特例税額（注1）を上回る時は、条例に基づき、当該上回る税額を減額することを可能とする仕組み。

（注1） 前年度課税標準×1.1以上で条例で定める率×税率



【制度導入時期】 H21年度

【制度の導入・適用状況】

	R 4
導入団体 (条例制定団体)	9 団体 (東京都特別区、武蔵野市など)

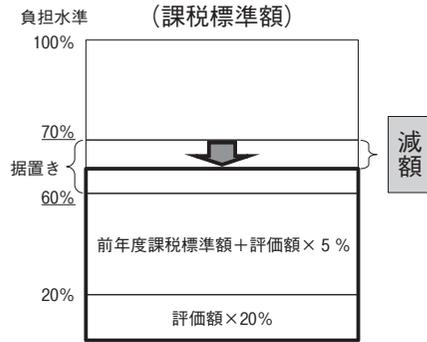
平成24年度には、住宅用地について、据置ゾーンを段階的に廃止することとされました。これは、平成24年度の税収見込みが平成11年以来最低水準となったこと、減収見込み幅も過去最大が見込まれたこと等を背景に、住宅用地については、負担水準の低い土地がほぼ解消され、本来の課税標準額で課税される土地（本則課税適用土地）と据置特例が適用される土地が大半を占めていたこと等に拠るものです。具体的な改正内容は、平成23年度までは負担水準80%以上100%以下であった据置ゾーンについて、平成24・25年度は負担水準90%以上100%以下とされ、平成26年度からは廃止されました。

平成27年度税制改正、それに続く平成30年度税制改正においては、主に商業地等における据置特例の取扱いが議論となりましたが、最終的にはそれまでの負担調整措置の仕組みが継続されることとなりました。

【商業地等に係る条例減額制度】

商業地等に係る固定資産税額等が、特例税額（注2）を上回る時は、条例に基づき、当該上回る税額を減額することを可能とする仕組み。

（注2） 評価額×60～70%の範囲で条例で定める率×税率



【制度導入時期】 H16年度

【制度の導入・適用状況】

	R 4
導入団体 (条例制定団体)	1 団体 (東京都特別区)

② 令和3年度税制改正

前回の令和3年度税制改正においては、平成30年度の評価替え以降、堅調に推移してきた地価動向に対して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を見極め、固定資産税の評価替えにどのように対応していくかが大きな論点となりました。

令和3年度税制改正大綱では、まず、「固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である」ことを確認した上で、評価替えを先送りすべきではないかとの意見に対して、「固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税」であること、「課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている」ことが記載されるとともに、「宅地等については、1年前の地価公示価格の7割

を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた」ことも改めて記載されました。

次に、商業地等について、「負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている」が「近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである」こと、一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、商業地の地価については、「令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた」ことなどを踏まえ、「負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する」こととされ、負担調整措置の基本的な枠組みは維持されました。

その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響が生じていることへの対応を行うこととされ、「感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる」こととされました。

一方で、今後の固定資産税制度については、「据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる」ことが改めて確認され、「税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う」こととされました。

なお、その後、令和4年度においても、景気回復に万全を期すため、地価が上昇した商業地等の税額の上昇幅を評価額の2.5%分に半減させる特別な措置が講じられ、通常負担調整措置の実施は令和5年度まで待つこととなりました。

## (2) 地価の動向等

令和6年度税制改正における負担調整措置の検討に当たり、議論の前提となる地価の動向は次のとおりです。

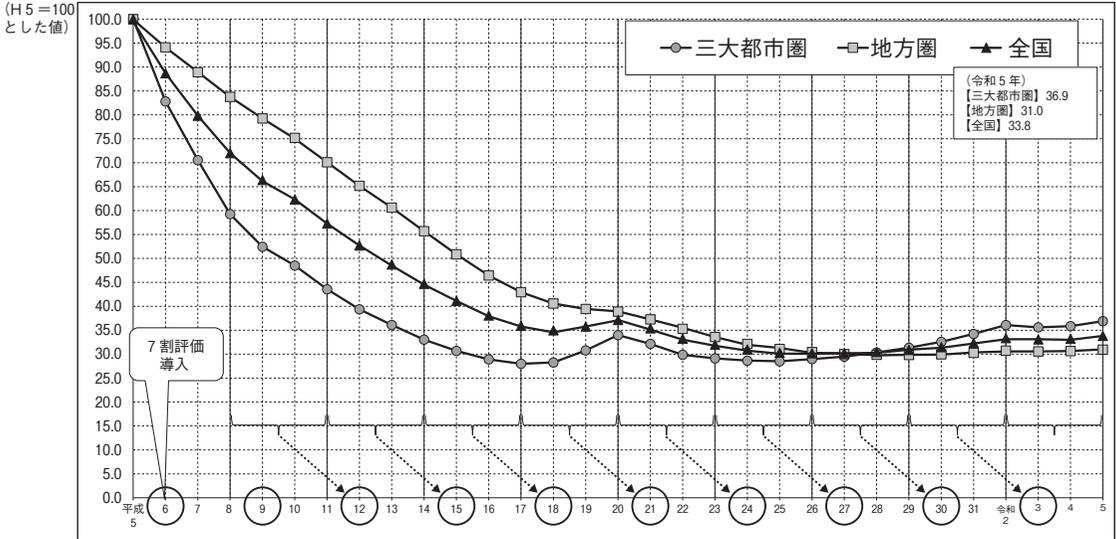
今回の評価替えにより評価額に反映される令和2年から令和5年までの全国地価公示の伸び率は商業地で+1.4%、住宅地で+1.5%であり、令和2年から令和3年にかけてコロナの影響で一時的に地価が下落したものの持ち直しており、結果的に3年間の地価は上昇しました。

ただし、地価上昇が顕著に見られるのは、三大都市圏（商業地：+2.3%、住宅地：+1.6%）や地方四市（札幌市、仙台市、広島市、福岡市。商業地：+17.8%、住宅地：+18.0%）をはじめとする都市部の団体であり、地方圏の多くの団体では地価下落傾向が継続する（地方四市を除く地方圏は、商業地：▲1.3%、住宅地：▲0.3%）など、地域的に地価動向の多様化が見られるところです。

(資料14)

3年ごとの地価公示の推移

	H9 評価替え	H12 評価替え	H15 評価替え	H18 評価替え	H21 評価替え	H24 評価替え	H27 評価替え	H30 評価替え	R3 評価替え	R6 評価替え
	H5公示→ H8公示	H8公示→ H11公示	H11公示→ H14公示	H14公示→ H17公示	H17公示→ H20公示	H20公示→ H23公示	H23公示→ H26公示	H26公示→ H29公示	H29公示→ R2公示	R2公示→ R5公示
三大都市圏 平均	-40.7%	-26.5%	-24.1%	-15.3%	21.4%	-14.3%	-0.5%	8.2%	15.1%	2.3%
地方圏 平均	-16.2%	-16.3%	-20.5%	-22.9%	-9.4%	-13.6%	-9.4%	-2.0%	3.0%	0.7%
全国平均	-28.0%	-20.4%	-22.0%	-19.6%	3.3%	-13.9%	-5.6%	2.3%	8.0%	1.4%



(注) 丸がついた年度は評価替え年度である。

(資料15)

地価の動向

令和5年地価公示結果 (令和5年3月発表・国交省)

(単位：%)

	住宅地					商業地					全用途				
	R3公示	R4公示	R5公示	R3公示 ～ R5公示	(参考) H30公示 ～ R2公示	R3公示	R4公示	R5公示	R3公示 ～ R5公示	(参考) H30公示 ～ R2公示	R3公示	R4公示	R5公示	R3公示 ～ R5公示	(参考) H30公示 ～ R2公示
全 国	▲0.4	0.5	1.4	1.5	1.7	▲0.8	0.4	1.8	1.4	8.0	▲0.5	0.6	1.6	1.7	3.3
三大都市圏	▲0.6	0.5	1.7	1.6	2.8	▲1.3	0.7	2.9	2.3	15.1	▲0.7	0.7	2.1	2.1	5.7
東京圏	▲0.5	0.6	2.1	2.2	3.7	▲1.0	0.7	3.0	2.7	14.2	▲0.5	0.8	2.4	2.7	6.3
大阪圏	▲0.5	0.1	0.7	0.3	0.8	▲1.8	0.0	2.3	0.5	19.1	▲0.7	0.2	1.2	0.7	4.6
名古屋圏	▲1.0	1.0	2.3	2.3	3.1	▲1.7	1.7	3.4	3.4	12.6	▲1.1	1.2	2.6	2.7	5.5
地方圏	▲0.3	0.5	1.2	1.4	0.6	▲0.5	0.2	1.0	0.7	3.0	▲0.3	0.5	1.2	1.4	1.2
地方四市	2.7	5.8	8.6	18.0	14.2	3.1	5.7	8.1	17.8	31.4	2.9	5.8	8.5	18.1	19.0
その他	▲0.6	▲0.1	0.4	▲0.3	▲0.7	▲0.9	▲0.5	0.1	▲1.3	▲0.1	▲0.6	▲0.1	0.4	▲0.3	▲0.6

※1 「地方四市」とは、札幌市、仙台市、広島市、福岡市の4市をいう。

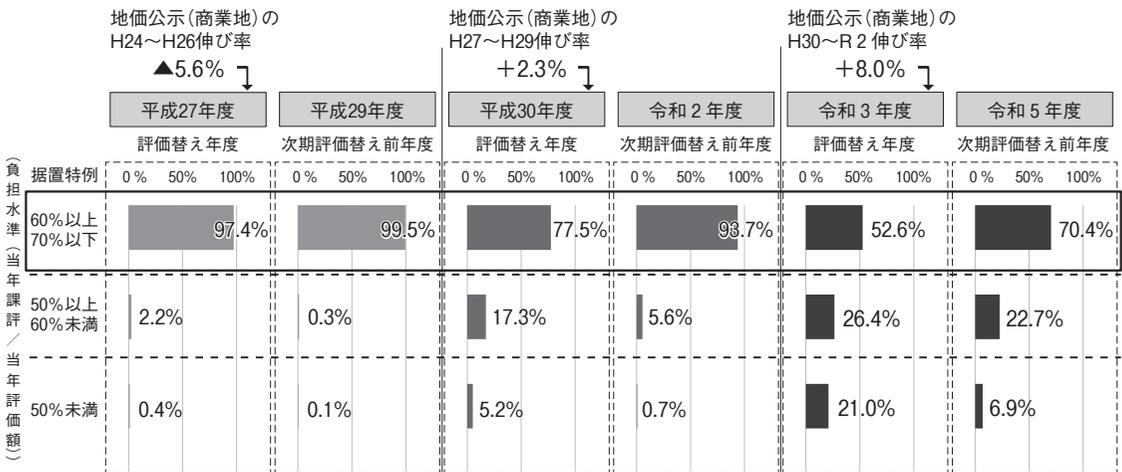
※2 R3公示、R4公示、R5公示の列は、対前年公示の伸び率。R3公示～R5公示の列は対R2公示のR5公示の伸び率。H30公示～R2公示の列は対H29公示のR2公示の伸び率。

また、負担水準（評価額に対する課税標準額の割合）の状況は、評価替え直前の令和5年度においても、負担水準60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内に収まっているのは70.4%（課税標準ベース）の土地に留まっており、前回評価替え時の令和2年度と比べると大きくばらつ

きが見られました。これは平成30年から令和2年にかけて地価が大きく上昇した地域が多数見られたことに拠るものです。加えて、令和3年度や令和4年度に前年度課税標準額に据え置く等の特別な措置を講じたため、負担水準の均衡化が遅れたことも影響しています。

(資料16)

商業地等の負担水準の状況



- ※1 当該年度課税標準額/当該年度評価額の各区分ごとの課税標準額の合計が課税標準額の総計に占める割合(%)を示したものである。
- ※2 各年度の評価額及び課税標準額については、「固定資産の価格等の概要調査」による(法定免税点以上)。
- ※3 当該年度課税標準額/当該年度評価額の各区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。
- ※4 令和5年度における負担水準のばらつきは、令和3年度及び令和4年度に新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて講じられた特別な措置の影響もある。

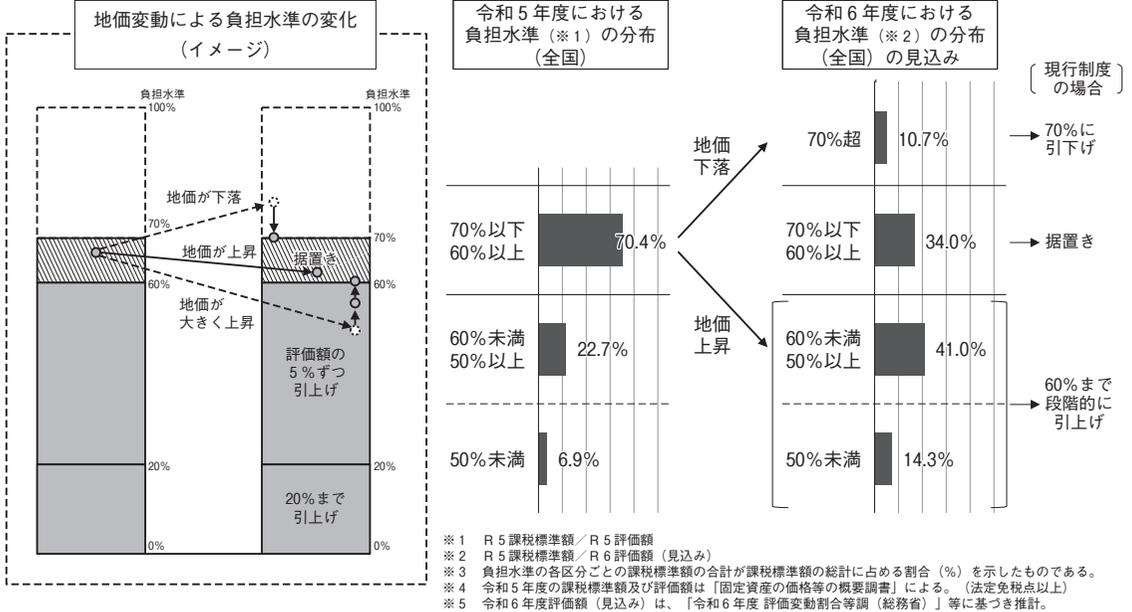
さらに、今回の評価替えに伴い、都市部を中心とした地価上昇と地方圏の地価下落が土地の評価額に反映された結果、負担水準が据置ゾーン外となる土地が増加し、全国的に負担水準のばらつきが拡大することが見込まれていました。

(3) 令和6年度から令和8年度までの負担調整措置の概要等

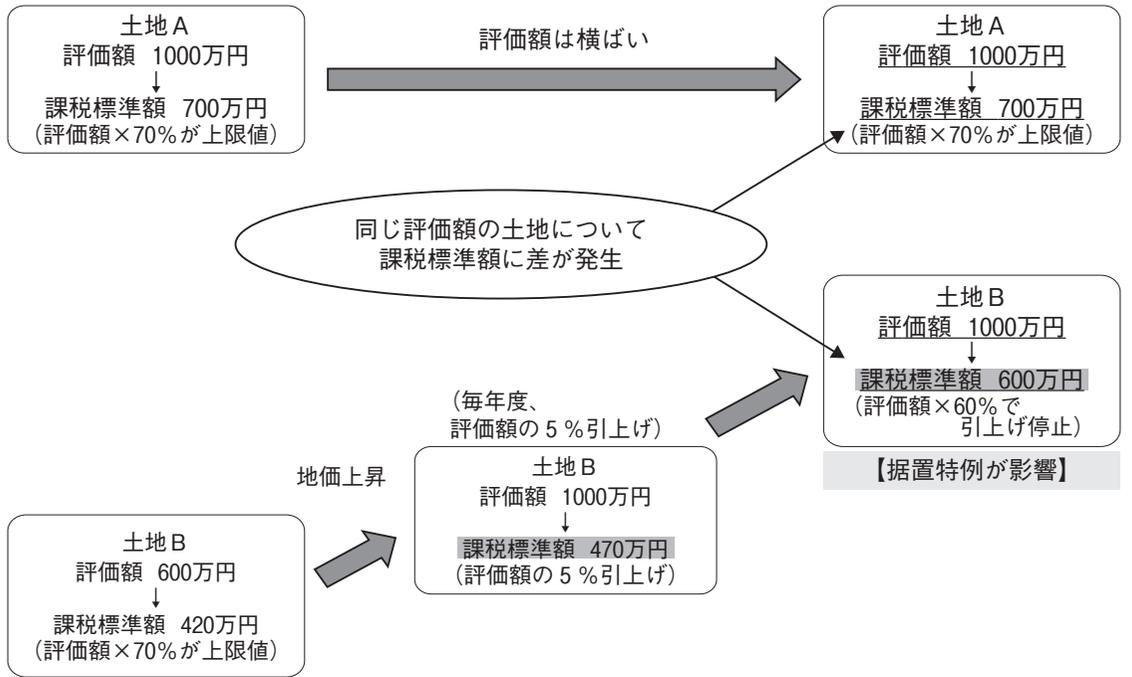
上述のような地価の動向等を受け、与党税制調査会で議論が行われ、令和6年度税制改正大綱が決定されました。主な内容は次のとおりです。

(資料17) 令和6年度評価替えに伴う商業地等における負担水準の分布の変化(試算)

- 税負担の公平性の観点から、納税者の負担感に配慮しつつも、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが適切。
- 令和6年度評価替え後の負担水準(評価額に対する負担割合)は、近年の地価上昇によりばらつきが拡大する見込み。

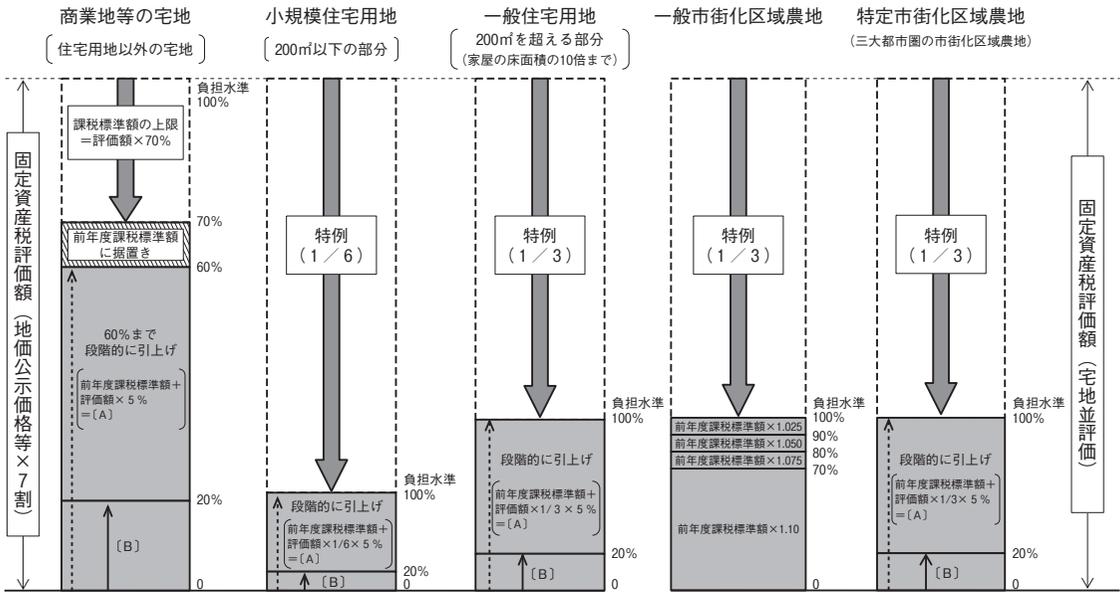


(資料18) 据置特例によって生じる、負担水準の不均衡が解消されないという課題



(資料19) 固定資産税の課税の仕組み (令和6年度～令和8年度)

- 土地に係る負担調整措置の適用期限を3年延長。
- 商業地等に係る据置特例を含め、負担調整措置のあり方については、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討。



- ※ 「雑種地・一般山林等」及び「一般農地」についても同様に延長
- ※ 据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置についても同様に延長
- ※ 負担水準：評価額に対してどの程度負担しているかの割合 (負担水準＝前年度課税標準額/当該年度評価額 (×住宅用地特例率等))
- ※ [A] が「評価額 (×住宅用地特例率等) × 20%」を下回る場合は、「評価額 (×住宅用地特例率等) × 20%」に引上げ (= [B])

(資料20) 条例減額制度について

- 「税負担急増土地に係る条例減額制度」及び「商業地等に係る条例減額制度」の適用期限を3年延長する。

【税負担急増土地に係る条例減額制度】

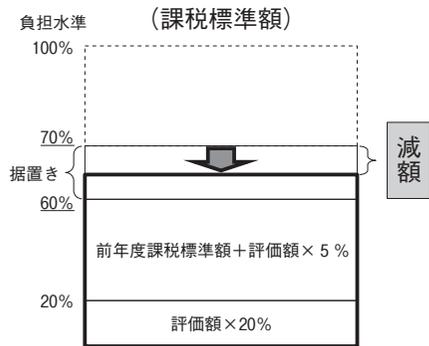
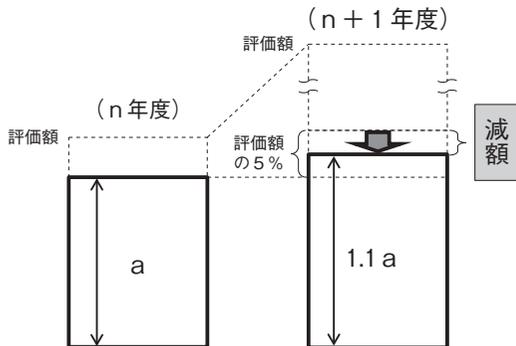
住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税額等が、特例税額(注1)を上回る時は、条例に基づき、当該上回る税額を減額することを可能とする仕組み。

(注1) 前年度課税標準×1.1以上で条例で定める率×税率

【商業地等に係る条例減額制度】

商業地等に係る固定資産税額等が、特例税額(注2)を上回る時は、条例に基づき、当該上回る税額を減額することを可能とする仕組み。

(注2) 評価額×60～70%の範囲で条例で定める率×税率



まず、「固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、今後ともその税収の安定的な確保が不可欠である」ことを確認した上で、現下の負担水準の状況について、「令和2年度の商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にはほぼ収斂するに至ったが、近年の地価上昇により、令和5年度の負担水準は、据置ゾーン内にある土地の割合が低下し、再びばらついた状態となっている」と述べられています。

さらに、令和6年度評価替えに反映される令和2年から令和5年までの商業地の地価の状況に触れ、「大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状況が継続している」ため、「令和6年度評価替えにおいては、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が増加するなど、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれる」と今後の見込みについて言及されています。これを受けて、「まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組むべきである」と方針が示されています。

このような状況を踏まえ、「税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する」こととされました。

また、商業地等以外の宅地等及び農地の負担調整措置についても、令和6年度から令和8年度までの間、「条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する」こととされました。

さらに、「据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する」ほか、都市計画税の負担調整措置についても固定資産税の負担調整措置と同様の措置を講じるため、「固定資産税の改正に伴う所要の改

正を行う」こととされました。

これらを受け、今般の地方税法改正において盛り込まれた、令和6年度から令和8年度までの負担調整措置の概要は次のとおりです。

#### ① 住宅用地（地法附則18①③）

「当該年度評価額×住宅用地特例率（1/3又は1/6）」により算出した課税標準額（本則による課税標準額）が、「前年度課税標準額+当該年度評価額×住宅用地特例率×5%」により算出した額を超える場合には、後者が課税標準額とされています。ただし、その額が当該年度評価額×住宅用地特例率の20%を下回る場合には「当該年度評価額×住宅用地特例率の20%」が課税標準額とされています。

#### ② 商業地等の宅地（地法附則18①～⑤）

負担水準（前年度課税標準額/当該年度評価額）が70%を超える商業地等については、価格の70%が課税標準額とされています。

負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、課税標準額を前年度課税標準額に据え置くこととされています。

負担水準が60%未満の商業地等については、「前年度課税標準額+当該年度評価額×5%」により算出した額が課税標準額とされています。ただし、その額が当該年度評価額の60%を超える場合には「当該年度評価額の60%」、当該年度評価額の20%を下回る場合には「当該年度評価額の20%」が課税標準額とされています。

#### ③ 農地（地法附則19、19の4）

一般農地については、当該年度評価額が「前年度課税標準額×負担調整率」により算出した額を超える場合は、後者が課税標準額とされています。

一般市街化区域農地については、「当該年度評価額×1/3（課税標準の特例率）」が「前年度課税標準額×負担調整率」により算出した額を超える場合は、後者が課税標準額とされています。

特定市街化区域農地については、「当該年度評価額×1/3（課税標準の特例率）×当該年度の軽減率」により算出した課税標準額（本則による課税標準額）が、「前年度課税標準額+当該年度評価額×1/3×5%」により算出した額を超える場合には、後者が課税標準額とされています（本則による課税標準額に激変緩和措置として軽減率を乗じる特例があります。）。ただし、その額が当該年度評価額×1/3の20%を下回る場合には「当該年度評価額×1/3の20%」が課税標準額とされています。

（注1） 負担調整率は、農地の負担水準の区分に応じて求められる次表の率をいいます。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

（注2） 当該年度の軽減率は、次表の区分に応じた軽減率をいいます。

年 度	軽減率
市街化区域設定年度	0.2
市街化区域設定年度の翌年度	0.4
市街化区域設定年度の翌々年度	0.6
市街化区域設定年度から起算して3年度を経過した年度	0.8

#### ④ 条例減額制度

##### イ 商業地等に係る条例減額制度

商業地等について、固定資産税額が「当該年度評価額に60%以上70%未満の範囲内

において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額×税率」を超える場合、当該超過額を減額できる「商業地等に係る条例減額制度」が令和8年度まで継続されます（地法附則21）。

##### ロ 税負担急増土地に係る条例減額制度

商業地等、住宅用地及び特定市街化区域農地について、固定資産税額が「前年度課税標準額×1.1以上で条例で定める率×税率」を超える場合、当該超過額を減額できる「税負担急増土地に係る条例減額制度」が令和8年度まで継続されます（地法附則21の2）。

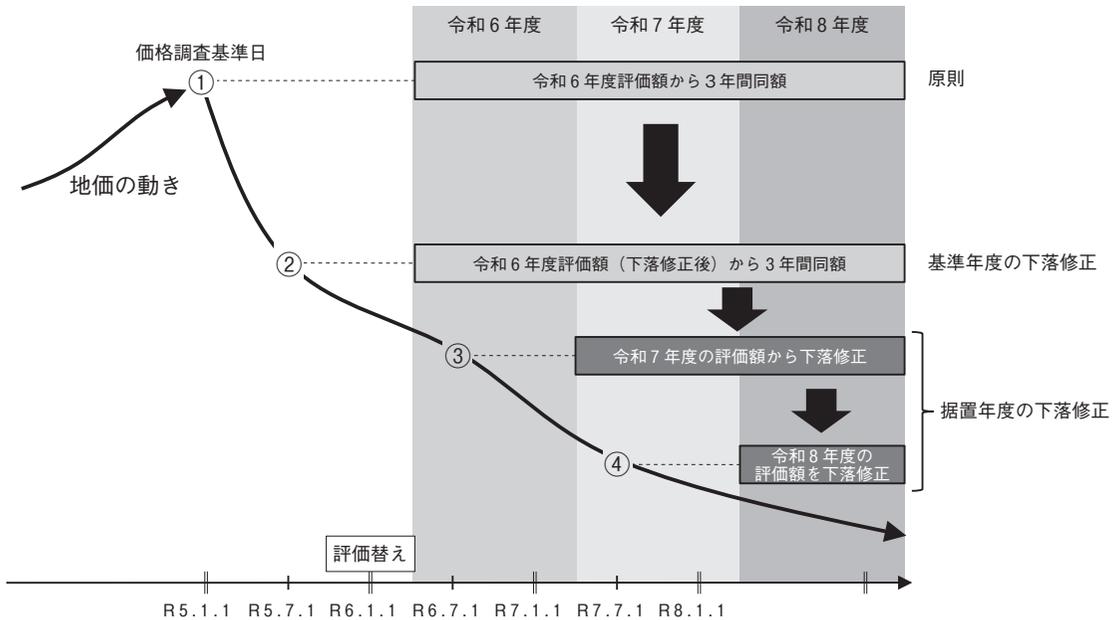
##### ⑤ 据置制度における下落修正措置

固定資産税（土地）の据置年度の評価額については、基準年度の評価額を3年間据え置くこととされています。ただし、据置年度（令和7年度及び令和8年度）に、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが、固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、評価額に修正を加えることとする「下落修正措置」について、令和7年度分及び令和8年度分にも適用されます（地法附則17の2、19の2、19の2の2）。

なお、基準年度においても下落修正措置が講じられており、評価替えにおいては基準年度の前年度の1月1日（価格調査基準日）の地価公示価格が基準とされていますが、同年度の7月1日までの半年間の地価の下落を評価額に反映させるための措置が固定資産評価基準に基づき講じられています。

(資料21)

据置年度の下落修正措置の概要



⑥ 都市計画税の負担調整措置

都市計画税の負担調整措置については、従来から固定資産税と同様の負担調整措置が講じられているところであり、令和6年度から令和8年度までにおいても同様の措置が講じられます（地法附則25、25の3、26、27の2、27の4、27の4の2）。

(6) その他

① 国有資産等所在市町村交付金法に係る所要の措置

国、都道府県等が所有している固定資産については、地方税法上、所有者の公的な性格に鑑み、固定資産税を課することができないとされています（地法348①）が、当該固定資産の中には、その使用実態や所在市町村との受益関係が、私人の所有する固定資産と異なるものや、広大な面積を有し所在市町村への税財政上の影響が少なくないものも存在します。

そこで、負担の公平、地方財源の充実を図るため、別途、国有資産等所在市町村交付金

法（昭和31年法律第82号）によって、国、都道府県等が所有する一定の固定資産については、固定資産税に準ずるものとして、国、都道府県等から所在市町村に対して国有資産等所在市町村交付金（以下「交付金」といいます。）が交付されています。

交付金の額の算定は、固定資産税の課税標準に相当する交付金算定標準額に1.4%を乗じて得た額とされており、交付金算定標準額とは、国有財産台帳等に記載され又は記録された価格（以下「台帳価格」といいます。）とされています。

この台帳価格が類似の固定資産税が課される固定資産の価格と著しく異なる場合、各省各庁の長又は地方公共団体の長から固定資産の所在地の市町村長に対しては台帳価格の修正通知を、固定資産の所在地の市町村長から各省各庁の長又は地方公共団体の長に対しては台帳価格の修正の申出を行うことができることとされています。

その際、土地に係る固定資産税については、負担調整措置が講じられていることを踏まえ、

台帳価格と比較する類似の固定資産の価格は負担調整措置後の課税標準となるべき額とされているところであり、地方税法において負担調整措置の仕組みが基本的には令和8年度まで3年延長されていることから、令和7年度から令和9年度までの3年間の交付金についてもこれまでと同様の措置を講じることとされました（国有資産等所在市町村交付金法附則⑭）。

## ② 今後の固定資産税制度について

令和6年度税制改正大綱においては、今後の固定資産税制度について、「据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題」があり、「本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本である」ことから、「税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる」との認識が示され、今後「これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う」こととされました。

## 2 都市計画税の用途拡充

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整合法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法に規定する都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対してその価格を課税標準として課する市町村の目的税です。

今般、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」により、市町村の基本計画に、都市施設の緑地の整備として、特別緑地保全地区内の土地の買入れ及び機能維持増進事業（樹木の更新を伴う大規模な皆伐・択伐等）について定め、都道府県知事の同意を得た場合には、都市計画事業の認可があったものとみなされる制度が創設されることとなっています。これに伴い、当該土地の買入れ等に要する費用について都市計画税を充てること

できることとされました。なお、地方税法の改正を伴うものではなく、同法に基づき都市計画税が充当可能な「都市計画事業」に含まれるものです。

こうした対応は令和2年度税制改正において、老朽化した都市計画施設の改修を進めるため、立地適正化計画に都市計画施設の改修事業について定め、都道府県知事の同意を得た場合には都市計画事業の認可があったものとみなされる制度の創設に伴い、当該改修に要する費用について、都市計画税を充当できることとした例と同様となっています。

なお、「都市計画事業」とみなすことなく、他の事業にまで都市計画税の充当を拡大することについては、

- ・ 安易に用途を拡充していくこととなれば、固定資産税との垣根がなくなり、都市計画税の存在意義を失うことになりかねないこと
- ・ 都市計画税は都市計画事業及び土地区画整理事業に充当する財源を確保するために設けられた税目であり、その用途を変えるのならば税のあり方自体（課税客体、用途の範囲等）の見直しが必要と考えられること

等から、慎重な議論が必要とされています。

## 3 固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等

### (1) 税負担軽減措置等の拡充等

- ① 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の拡充及び延長

物流は我が国の国民生活や経済活動等を支える重要な社会インフラですが、物流分野においては、人手不足や労働生産性の低さといった課題に対応するため、働き方改革の推進が求められています。

こうした中で、平成30年6月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が成立し、令和6年4月からトラックドライバーに対しても時間外労働の上限規制が罰則付きで適用される

こととなりました。これによりトラックドライバーの労働時間が短くなることで輸送力が不足し、物流が停滞する可能性が懸念されています（いわゆる「2024年問題」）。具体的には、何ら対策を講じなかった場合、輸送力が2024年度には14%（トラックドライバー14万人相当）、2030年度には34%（トラックドライバー34万人相当）不足し、今のようにはモノを運べなくなるおそれがあると推計されています。

かかる状況を踏まえ、我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関が連携し、政府一体となって総合的な検討を行うべく、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」が令和5年3月31日に設置・開催されました。同会議では総理指示を踏まえ、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容に関する具体的な施策を盛り込んだ「物流革新に向けた政策パッケージ」が令和5年6月2日に取りまとめられました。

「物流革新に向けた政策パッケージ」では、「サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が2024年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号。以下「物流総合効率化法」といいます。）の計画認定制度に関し効果的な見直しを行い、物流GX・DX設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する」こととされました。

こうしたことを踏まえ、令和5年度末で適用期限を迎える物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した倉庫等に係る課税標準の特例措置について、「2024年問題」は喫緊の課題であること、ナンバープレート解析AIカメラは荷待ち時間の削減等に資するものとして大いに期待されているにもかかわらず、各

種倉庫において必ずしも導入が進んでいないこと等に鑑み、適用対象となる附属機械設備にナンバープレート解析AIカメラ等が追加され、当該ナンバープレート解析AIカメラ等に係る課税標準は、最初の5年間、価格の2分の1とすることとされた上で、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15①、地令附則11、地規附則6⑫）。

## ② 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを電気に変換する設備及びその附属設備）について、固定資産税の課税標準を最初の3年度分、設備の種類に応じた割合を乗じた額とする特例措置が講じられていました。

このうち太陽光発電については、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で重要な役割を担うものの、我が国は元々山間地が多いこと、FIT制度による導入拡大が各地で進んだこと等から太陽光発電設備の新たな設置場所に限界が生じ始めています。こうした中で、新たな技術として、現在普及が進んでいるシリコン系の太陽電池と比べて薄くて軽く、従来設置が進んでいなかった場所（耐荷重の小さい工場の屋根、ビルの壁面等）にも設置することができるペロブスカイト太陽電池への期待が高まっています。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の令和3年改正により、地域脱炭素化促進事業制度が創設され、各市町村が再生可能エネルギー促進区域等を設置する仕組みが令和4年4月から施行されています。

本特例措置は、再生可能エネルギー発電設備の導入を後押しする観点から、適宜必要な見直しを行いながら比較的長きにわたり講じられてきた特例措置ですが、第6次エネルギ

一基本計画（令和3年10月22日閣議決定）におけるエネルギーミックスに係る目標達成やGXの実現のためには、再生可能エネルギーのさらなる導入を推進する必要があります。

したがって、本特例措置の継続の必要性については一定程度認められるところですが、本特例措置のうち太陽光発電設備に係る部分については、上記の状況の変化も踏まえ、ペロブスカイト太陽電池の社会実装や地域脱炭素化促進事業を後押しする観点から、改正前の対象設備（FIT・FIP制度の認定外であって、ソーラーカーポートの導入を促進する環境省予算事業の支援を受けた太陽光発電設備）を適用対象から除外した上で、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備又は地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備を適用対象に加えることとされました。

一方、バイオマス発電設備のうち1万kW以上2万kW未満の発電設備でFIT・FIP制度の「一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料」区分に該当するものについては、特例率を、7分の6を参酌して14分の11以上14分の13以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前：3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）に縮減することとされました。

以上の見直しが行われた上で、前述のとおり本特例措置の継続の必要性は認められることから、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15②⑤、地規附則6⑤⑤～⑥④）。

## (2) 税負担軽減措置等の延長

### ① 国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長

航空運送事業者が運航する航空機のうち、平成28年度から令和5年度までの間において

新たに固定資産税が課されることとなるものについては、固定資産税の課税標準を最初の3年度分、価格の3分の2とするなど（i最大離陸重量200t未満で地方的な路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については最初の5年度分、価格の5分の2とする、ii最大離陸重量30t以上50t未満で特に地方的な航空路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については、最初の1年度分、価格の8分の3、その後4年度分、価格の5分の2とする、iii最大離陸重量30t未満で特に地方的な航空路線の就航時間割合が3分の2以上の航空機については、最初の5年度分、価格の4分の1とする）の特例措置が講じられていました。なお、本特例措置の対象となるのは国内路線に就航する航空機であり、国際路線や離島路線に就航する航空機については、本則において別途更に手厚い特例措置が講じられています（地法349の3⑦⑧）。

本特例措置は、国内線の安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るために講じられたものですが、新型コロナウイルスの影響による航空需要の大幅減少からの回復フェーズにあること等を踏まえ、適用期限が令和7年度まで2年延長されました（地法附則15③）。

### ② 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産については、令和5年度までの各年度分に限り、固定資産税の課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられていました。

税負担の軽減が電気料金に及ぼす影響は限定的ではあるものの、沖縄電力株式会社は、i地理的・地形的及び需要規模の制約により化石燃料に頼らざるを得ないこと、ii本土の電力系統と連携されておらず広域融通の枠外にあるため高い供給予備力を持たなければならないこと、iii広大な海域に島が点在してお

り、供給コストの高い離島を多く抱えていることなど、他の電力事業者に比べて構造的に不利な状況にあることに鑑み、本特例措置は講じられたところであり、引き続きその状況には変わりがないことから、適用期限が令和8年度まで3年延長されました（地法附則15④）。

③ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の延長

JR貨物が取得する一定の新造車両（貨物鉄道事業に係る輸送の効率化に資する一定の車両）について、固定資産税の課税標準を、最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

JR貨物1社にしか適用されない特別な措置であることから、本来長期間講じられるべき特例措置ではありませんが、2024年問題に対応するために、鉄道貨物の輸送力は大きな役割を期待されており、モーダルシフトを推進していくため、長期債務残高を抱えるJR貨物の旧国鉄車両から新造車両への買い換えを支援し輸送力の増強を促すことは一定の公益性があること、令和9年度中には全ての車両の更新が終了する見込みであること等を踏まえ、令和9年度末での特例廃止を前提として、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15⑥）。

④ 国際船舶に係る課税標準の特例措置の延長

海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する国際船舶のうち、前年の全就航日数の2分の1以上を外国貿易船として就航したこと等の要件を満たすものに対して課する固定資産税については、令和5年度までの各年度分の固定資産税に限り、課税標準を価格の3分の1（地方税法第349条の3第4項に規定する外航船舶に係る特例措置との連乗により18分の1）とする特例措置が講じられていました。

また、国際船舶のうち海運事業者が海上運送法に規定する認定特定船舶導入計画に従っ

て取得した特定船舶については、令和5年度までの各年度分の固定資産税に限り、課税標準を価格の6分の1（同項に規定する外航船舶に係る特例措置との連乗により36分の1）とする特例措置が講じられていました。

本特例措置は、日本船舶のフラッキングアウト（海外流出）が進行している状況を受け、我が国の国際海上輸送における重要な役割を担うべき日本船舶の増加を促進するために創設されたものですが、日本船舶については、経済安全保障上必要とされている450隻には依然として届いていないことから（令和4年央で285隻）、引き続き本特例措置の必要性は認められると判断され、適用期限が令和8年度まで3年延長されました（地法附則15⑧）。

⑤ 津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定する市町村が定める津波防災まちづくりのための推進計画に基づき、民間事業者が新たに取得又は改良した津波対策の用に供するための港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）については、令和6年3月31日までの間に取得等したものに限り、課税標準を最初の4年度分、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられていました。

本特例措置については、平成24年度の創設以来、適用実績は1件のみと非常に僅少ではあるものの、臨海部に存する港湾においては、行政のみならず民間事業者が所有・管理する港湾施設も多数存在し、民間事業者の協力を得ながら津波対策を進めていく必要性が認められること、今後適用が見込まれること等から、適用期限が令和10年3月31日まで4年延長されました（地法附則15⑨）。

⑥ 津波避難施設に係る課税標準の特例措置の延長

津波防災地域づくりに関する法律の規定に基づき令和6年3月31日までに指定された指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分、及び当該施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準については、5年度分、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられていました。

また、同法の規定に基づき令和6年3月31日までに締結された管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分、及び当該施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に対して課する固定資産税については、5年度分、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられていました。

前者の指定避難施設に係る特例措置については、特定の自治体において令和3年度以降、一定数以上の適用があったところですが、後者の協定避難施設に係る特例措置については平成24年度の創設以来、適用実績がない状況が続いています。しかし、津波発生時における避難場所の確保を促進することについては一定の公益性が認められること、津波災害警戒区域の指定も進捗しつつあり、今後はさらなる適用が見込まれること等を踏まえ、それぞれ適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました（地法附則15②）。

⑦ 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置の延長

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機構が令和6年3月31日までの間に農地中間管理権（賃借権等）を取得した農地（所有する全ての農地（所有者が利用する10a未満の農地を除きます。）について、新たに農地

中間管理機構に貸し付けた農地に限ります。）のうち、農地中間管理権の存続期間が10年以上のものについては、固定資産税又は都市計画税の課税標準を最初の3年度分、価格の2分の1（農地中間管理権の存続期間が15年以上のものについては、最初の5年度分、価格の2分の1）とする特例措置が講じられていました。

本特例措置は、農地の所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けるインセンティブを付与することで農地の集約を促進するために創設されたものです。今般、本特例措置と同様に農地の所有者に対する直接的なインセンティブとして交付されていた経営転換協力金が令和5年度限りで廃止されることから、事務的には縮減も視野に入れて検討が行われましたが、地域に対する支援である地域集積協力金及び集約化奨励金の中で出し手に対する支援が引き続き行われること、担い手への集約率は58%にとどまっておき、一層の農地集約化が必要な状況であることに変わりはないことから、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15③）。

⑧ 農業協同組合等が認定就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

農業協同組合等が令和6年3月31日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された人・農地プランにおいて、地域の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者に限ります。）の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられていました。

新規就農に当たって、機械装置の導入など多くの初期投資が必要ですが、農業収益が安定せず、就農5年目以下では8割の新規就農

者の生計が成り立っていないこと等を踏まえて、本特例措置は、新規就農者の機械装置の導入等を支援する観点から令和2年度に創設されたものです。

例えば、政府は令和5年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大することを目標として掲げていますが、令和2年2月1日時点における40代以下の農業従事者の数は22.7万人にとどまります。かかる状況に鑑みると、引き続き、新規就農者の就農継続を後押しし、次世代の地域農業を担う経営体を確保する必要性は認められることから、本特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15<sup>36</sup>）。

- ⑨ 一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置（居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置）の見直し及び延長

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、課税標準を価格の2分の1の額とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、行政による街路、公園等の公共施設の改修・利活用と併せて、周辺の民間所有地等を一体的に公共空間として整備し、官民一体となって、魅力的な公共空間を創出する一体型滞在快適性等向上事業を推進するために講じられたものです。

事業の対象区域となる滞在快適性等向上区域の設定権限が市区町村にあること、市区町村による公共施設の整備等と一体的に行われる事業であること等に鑑み、今般、わがまち特例を導入することとされました。具体的には、課税標準を最初の5年間、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範

囲内において市町村の条例で定める割合（改正前：2分の1）を乗じて得た額とした上で、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15<sup>38</sup>）。

- ⑩ ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の延長

電波法（昭和25年法律第131号）に規定するローカル5G無線局（地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限り、）の免許を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）に規定する認定導入計画に基づき令和6年3月31日までの間に新たに取得した無線通信の業務の用に供する一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の2分の1とする特例措置が講じられていました。

本特例措置は、地域の中小企業等様々な主体が自ら構築するローカル5Gを促進するために講じられたものです。実際の適用対象者はケーブルテレビ事業者に偏っていますが、前述のとおりローカル5Gの活用が地域課題の解決に資することを要件としており一定の公益性は認められること、令和6年度まではローカル5G市場の「導入期」と位置付けられていること等に鑑み、適用期限が令和7年3月31日まで1年延長されました（地法附則15<sup>39</sup>）。

- ⑪ 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）又は下水道法（昭和33年法律第79号）の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき、浸水の防止を図るために取得した一定の雨水貯留浸透施設（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの）について、固定資産税の課税標準を、価格に3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下で市町村の条例で定める

割合を乗じた額とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、令和3年度の創設以来、適用実績がない状況ではありますが、頻発化・激甚化する水害への対応は喫緊の課題であり、雨水貯留浸透施設の設置については一定の公益性が認められること、特定都市河川の指定等が進みつつあり、今後具体的な適用が見込まれること等を踏まえ、適用期限が令和9年3月31日まで3年延長されました（地法附則15④）。

⑫ 新築住宅に係る税額の減額措置（新築住宅特例）の延長

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に新築された住宅に対して課する固定資産税については、最初の3年度分（3階建ての中高層耐火建築物については最初の5年度分）、税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置（以下「新築住宅特例」といいます。）が講じられていました。

新築住宅特例については、住宅の建設を促進し、住宅ストックの不足を解消するため、昭和27年から長期間にわたり講じられてきました（昭和39年に法制化）。しかし、昭和48年以降、全都道府県で住宅総数が世帯数を上回っており、むしろ近年では人口減少・少子高齢化の進展により空き家問題が深刻化するなど、量的には住宅ストックは充足していると言わざるを得ず、全ての新築住宅に対して一律に支援を継続する必要性については検証が求められる状況にあります。

そうした中、住宅取得環境が引き続き厳しい中で根強い新築住宅ニーズがあること、新築住宅特例の見直しは多くの国民に影響を与えるものであり慎重に検討を行う必要があること等を踏まえ、本特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15の6）。

⑬ 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の延長

令和6年3月31日までの間に新築された長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に対して課する固定資産税については、最初の5年度分（3階建ての中高層耐火建築物については最初の7年度分）税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置が講じられていました。

本特例措置は、長期優良住宅の普及促進を図るため、その要件を満たすための追加的な負担を軽減することを目的としたものです。住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）においては良質な住宅ストックの形成のため、認定長期優良住宅のストック数を令和12年度に約250万戸という目標が掲げられていますが、令和4年度時点における認定長期優良住宅のストック数は約148万戸にとどまります。かかる状況に鑑みると、引き続き長期優良住宅の普及を税制でも後押ししていく必要性が認められることから、本特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15の7）。

⑭ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の延長

河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下「従前の家屋」といいます。）について、移転補償金を受けた者が、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと市町村長が認める家屋（以下「代替家屋」といいます。）を取得した場合には、当該代替家屋が住宅であるか否か等の区分に応じて、固定資産税の税額を最初の5年度分減額することとされてきました。具体的には、一定の住宅（人の居住の用に供する部分以外を有する家屋にあっては当該居住用部分）については最初の5年度分、固定資産税額の3分の2に相当する金額を、住宅以外の家屋（人の居住の用に供する部分以外を有する家屋にあっては当該居住用部分以外の部

分)については最初の5年度分、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額する措置が講じられていました。

本特例措置は、家屋の再建築に係る税負担は移転補償金の対象とはならないなど、高規格堤防整備事業に係る従前の家屋所有者の負担を鑑み、また、豪雨災害の発生状況や国土強靱化の推進といった観点も踏まえて、事業実施の加速化を図るために、不動産取得税の特例措置に加えて、令和元年度に創設されたものです。

本特例措置については、これまでの適用実績は僅少ですが、現在実施されている高規格堤防整備事業が順次終了し、再移転が始まる見込みであり、今後とも高規格堤防の整備を円滑かつ効率的に促進する必要性があることに鑑み、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました(地法附則15の8④)。

⑮ 耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置の延長

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、新たに一定の耐震改修(1戸当たりの工事費が50万円超のものに限ります。)が行われたものについては、改修時期に応じて一定の年度分に限り、固定資産税額の2分の1に相当する金額を減額(120㎡相当分を上限)する措置が講じられています。

耐震化が進まない理由として費用負担の大きさや必要性の認識不足等が挙げられており、耐震化率が向上する中で現在耐震化が行われず残っているストックの更新を促す政策としてこれまでのアプローチを継続することが適切か改めて検証する必要があると考えられますが、住宅の耐震化は国民の生命・身体の安全の確保など高い公益性を有すること、住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)において耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率を令和12年におおむね解消することが目標とされており、リフォームによる安全・安心で良質な住

宅ストックへの更新の必要性は一定程度認められること等から、本特例措置の適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました(地法附則15の9①、15の9の2①)。

(注1) 平成18年1月1日から平成21年12月31日までの間の改修分は3年度分、平成22年1月1日から平成24年12月31日までの間の改修分は2年度分、平成25年1月1日から令和6年3月31日までの間の改修分は1年度分(通行障害既存耐震不適格建築物(都道府県又は市町村が定める耐震改修促進計画に安全確保の必要な避難路として記載された道路に接している一定の建築物であって旧耐震基準の下で建築等されたもの。地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるとされ、耐震診断の実施とその結果の報告が義務づけられ、耐震診断の結果に応じて、耐震改修等の必要な措置を講じることとされます。)については2年度分)。

(注2) 耐震改修が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額の3分の2に相当する金額を減額(通行障害既存耐震不適格建築物については、最初の1年度分、固定資産税額の3分の2に相当する金額を減額、その後の1年度分、固定資産税額の2分の1に相当する金額を減額)。

⑯ バリアフリー改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の延長

新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除きます。)のうち、人の居住の用に供する部分において、バリアフリー改修工事(1戸当たりの工事費(国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額)が50万円超のものに限ります。)が行われたものであって、高齢者等が居住しているものについては、1年度分に限り、固定資産税額

の3分の1に相当する金額を減額（100㎡相当分を上限）する措置が講じられています。

本減額措置による1戸あたりの平均減税額は約1.1万円程度にとどまるほか、令和4年度に行われたバリアフリー改修件数（約1.3万件）と本減額措置の適用件数（約2.5千件）の間には大きな乖離があることから、本減額措置がどの程度効果的なインセンティブとして機能しているかについては疑問が残されています。

しかし、少子高齢化・人口減少が急速に進展し、今後、単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯とも増加が見込まれる中、住宅内での発生事故を防ぎ、高齢者が住み慣れた住宅で安心して自立的・健康的に暮らせるよう、バリアフリー化による既存住宅ストックの良質化を図る必要があります。また、住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）においては、高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合を令和12年度までに25%とする目標が掲げられているところ、当該割合は平成30年度時点で17%にとどまっています。

かかる状況に鑑みれば、引き続き本減額措置を講じる必要性は認められることから、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15の9④⑤）。

⑰ 省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の延長

平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除きます。）のうち、人の居住の用に供する部分において、省エネ改修工事（1戸当たりの工事費（国又は地方公共団体から交付される補助金等を控除した額）が60万円超のものに限ります。）が行われたものについては、1年度分に限り、固定資産税額の3分の1に相当する金額を減額（120㎡相当分を上限）（省エネ改修工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額の3分の2に相当

する金額を減額）する措置が講じられています。

本減額措置による1戸あたりの平均減税額は約1.8万円程度にとどまるほか、令和4年度に行われた省エネ改修件数（約3万件）と本減額措置の適用件数（約2.6千件）の間には大きな乖離があることから、本減額措置がどの程度効果的なインセンティブとして機能しているかについては疑問が残されています。

一方で、住生活基本計画においては、住宅ストックのエネルギー消費量の削減率を令和12年度までに18%とする目標が掲げられているところ、当該削減率は平成30年度時点でわずか3%にとどまっています。

かかる状況に鑑みれば、引き続き本減額措置を講じる必要性は認められることから、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15の9⑨⑩、15の9の2④⑤）。

⑱ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の延長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち主として劇場・音楽堂等の実演芸術の公演等を行うもので、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事が行われた家屋については、固定資産税額又は都市計画税額（改修費用の5%に相当する金額を超える場合には当該金額）の3分の1に相当する金額を減額する措置が講じられました。

本減額措置については、平成30年度の創設以来適用実績がありませんが、共生社会の実現を目指して、障害の有無に関わらず文化芸術活動を享受できる環境を醸成する必要性は引き続き認められること、今後、具体的な適用実績が見込まれること等を踏まえ、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15の11）。

⑱ 東日本大震災に係る被災代替償却資産の課税標準の特例措置の延長

東日本大震災により滅失・損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が、東日本大震災に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除きます。）内に、令和6年3月31日までの間に、当該被災償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産を取得等した場合における、当該償却資産に対して課する固定資産税については、課税標準を4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置が講じられていました。

本特例措置の適用実績は減少傾向にあるものの、これから事業を再開する予定である事業者も一定数存在すること、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）において、令和3年度から令和7年度までの5年間を新たな復興期間として「第2期復興・創生期間」と位置付けることとされていること等を踏まえて、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則56⑫）。

(3) 税負担軽減措置等の整理合理化

① 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

公共の危害防止のために設置された施設等については、既存の対象施設等の代替として取得されたものを除き、対象となる施設等を限定した上で、固定資産税の課税標準の特例措置が講じられています。

産業廃棄物処理施設のうち石綿含有廃棄物処理施設に係る特例措置については、石綿含有廃棄物等の溶融・無害化処理はコストが高いことから担い手となる業者が少なく、石綿含有廃棄物等の多くが埋立処理されている状況にあること、今後もかかる状況に変化はなく、本特例措置についても具体的な適用見込

みがないことから、適用期限の到来をもって廃止されました。

また、下水道除害施設については、濾過装置等適用実績が僅少である設備等を対象から除外することとされました（地規附則6⑰）。

以上の見直しを行った上で、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15②）。

② バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）に基づく認定生産製造連携事業計画に沿って一定のバイオ燃料を製造する事業者が新たに設置するバイオ燃料製造設備について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の3分の2（ガス製造設備については2分の1）とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、平成20年度の創設以来、適用件数・金額ともに僅少な状況が続いており特例措置の効果に疑問はあるものの、農山漁村等においてバイオ燃料の製造を推進する必要性は引き続き認められること、バイオエタノール製造設備については今後さらなる需要増が見込まれること等を踏まえ適用期限が延長されました。ただし、特に稼働見込件数の少ない木質固形燃料製造設備については、特例率を縮減することとされました。具体的には、木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の4分の3（改正前：3分の2）とした上で、適用期限が令和8年3月31日まで2年延長されました（地法附則15⑱、地規附則6④①～④⑤）。

(4) 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の廃止

令和6年3月31日までの間に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事業

所内保育事業を行う認可外施設の用に供する一定の固定資産については、最初の5年度分、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられていました。

本特例措置は、企業主導型保育事業の受け皿の拡大を支援するために講じられた特例ですが、企業主導型保育事業による保育の受け皿を11万人とする整備目標は既に達成されており、令和4年度以降、新規の企業型保育事業は認められていません。

したがって、本来であれば前回改正時（令和5年度税制改正）において、本特例措置を廃止することも考えられたところ、当時、資材高騰等により開所が令和5年度にずれ込まざるを得ない施設が少数ながら存在するという事情に配慮して、適用期限が1年に限り延長されたという経緯があります。

かかる状況も解消され、今後は、本特例措置の適用の対象となる事業所が想定されないこと等から、適用期限の到来をもって廃止されました（旧地法附則15<sup>③</sup>、旧地令附則11<sup>⑤</sup>、旧地規附則6<sup>⑦</sup>）。

#### (5) 新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直し（納税環境整備関係）

新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、当該認定長期優良住宅が新築された日から当該認定長期優良住宅

に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、認定長期優良住宅の所有者から必要書類を添付して申告書の提出があった場合に限り適用するものとされています。

したがって、分譲マンション等の区分所有に係る住宅については、各区分所有者から申告書の提出があった場合に限り、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置が適用されます。

一方で、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、分譲マンション等の区分所有住宅については、引渡し後に各住戸の区分所有者ではなく、マンション管理組合の管理者又はマンション管理組合法人の理事（以下「マンション管理組合の管理者等」といいます。）が一括して住棟単位で変更認定を受ける仕組みに改正されました（令和4年2月20日施行）。

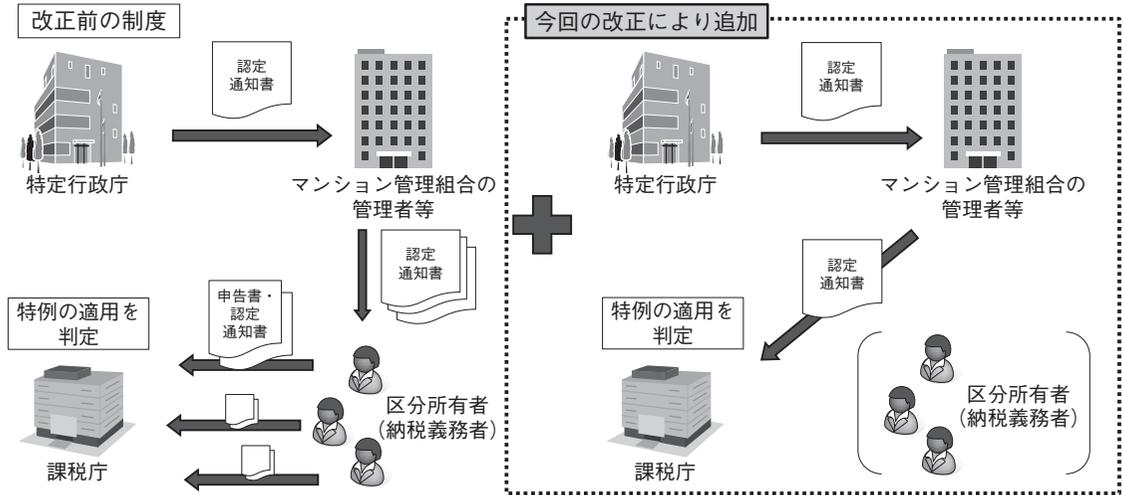
これを踏まえ、認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、当該住宅が新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の要件に該当すると認められるときは、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、本減額措置を適用することができることとされました（地法附則15の7<sup>④⑤</sup>、地規附則7<sup>④</sup>）。

(資料22)

新築認定長期優良住宅特例に係る申告の見直し

- 改正前の制度では、新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置の適用にあたっては、当該住宅の所有者からの申告書の提出が必要とされている。
- 一方、長期優良住宅マンションの認定は、マンション管理組合の管理者等が一括して申請の上、住棟単位で認定を受ける仕組みに変更された（令和4年2月～）。
- これを踏まえて、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても、減額措置の適用を受けることができることとする。

※ 令和6年4月1日施行。



## 十 狩猟税

狩猟税については、鳥獣被害対策推進のための担い手の確保等に資することを目的に、平成27年度税制改正において、次の1から3の特例措置が設けられており、令和元年度税制改正での適用期限の延長を経て、令和6年3月31日までの時限措置とされていました。

- 1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置（旧地法附則32①）
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従

事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置（旧地法附則32②）

- 3 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置（旧地法附則32の2）

令和6年度税制改正においては、依然として鳥獣被害は深刻な状況にあること等を踏まえ、引き続き鳥獣被害対策を推進するため、それぞれ適用期限が令和11年3月31日まで5年延長されました。

## 十一 事業所税

### 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の課税標準の特例措置の延長及び拡充

事業所税においては、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第65号）の趣旨に鑑み、かんきつ果汁製造業等の14業種に属し、同法に基づく経営改善措置に関する計画の承認を受けた特定農産加工業者等が当該計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する一定の施設に対して、法人にあっては令和6年6月30日までに終了する事業年度分、個人にあっては令和5年分までに限り、資産割の課税標準を4分の1控除する特例措置が講じられていました。

今般、同法が有効期限を迎えるとともに、世界的規模の需給のひっ迫等により原材料の価格が高騰し、その調達が困難となるという輸入事情の変化による影響を受ける農産加工業者が生じていることから、農林水産省において有効期限の延長及

び原材料の生産地の変更や代替原材料の使用などの調達安定化に関する支援措置が検討されています。

このような状況を踏まえ、同法の改正を前提に、本特例措置の適用期限が、法人にあっては令和8年3月31日までに終了する事業年度分まで、個人にあっては令和7年分まで延長されるとともに、新たに、調達安定化措置に関する計画の承認を受けた特定農産加工業者等が当該計画に従って実施する調達安定化措置に係る事業の用に供する一定の施設を特例措置の対象に追加することとされました（地法附則33⑤、地令附則16の2の8、地規附則12の3）。

施行期日は、本特例措置の延長については特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和6年法律第15号）の公布の日、特例対象の追加については同法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

## 十二 国民健康保険税

### 1 流行初期医療確保措置の創設に伴う税制上の所要の措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の改正により、都道府県と初動対応等を含む特別な協定を締結した医療機関が、協定に基づく対応により一般医療の提供を制限して感染症医療を提供することに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う流行初期医療確保措置が創設されたところです。

この措置に関する費用（流行初期医療確保拠出金等）は、公費と医療保険者で負担することとされているため、基礎課税額を充てる費用に流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含めて

国民健康保険税を課税する措置が講じられました（地法703の4①）。

### 2 病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置

療養病床の転換を支援するため、医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を公費と医療保険者の負担により助成する病床転換助成事業について、令和6年3月31日までとされている事業期限が延長されることに伴い、後期高齢者支援金等課税額を充てる費用に病床転換支援金等の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課税する特例措置を継続することとされました（地法附則38）。

## 十三 航空機燃料譲与税

### 1 改正前の制度の概要

航空機燃料譲与税は、航空機騒音による障害防止対策や空港周辺整備の問題に対応するため、航空機燃料税の一定割合（令和5年度は4/13）に相当する額を空港関係市町村及び空港関係都道府

県に譲与し、空港対策の財源の充実確保を図るものです（航空機燃料譲与税法1）。

譲与額の2分の1を航空機の着陸料の収入額で、他の2分の1を騒音世帯数で按分して譲与する仕組みとされていました（旧航空機燃料譲与税法2②、2の2②）。

(資料23)

#### 航空機燃料譲与税の概要

1 創設年度	昭和47年度
2 譲与総額	航空機燃料税収入額の2/13（令和5～6年度4/13、令和7～8年度4/15、令和9年度2/9）
3 譲与団体 (令和4年度実績)	空港関係都道府県：37団体 空港関係市町村：122団体
4 譲与基準	都道府県：譲与額の1/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 市町村：譲与額の4/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 (注) 着陸料の収入額、空港の管理の態容、空港の所在、騒音の程度等による補正あり。
5 用途	①航空機による騒音等により生ずる障害の防止 ②市町村又は都道府県が設置し、又は管理する空港の整備及び維持管理 ③空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の整備 ④空港又は航空機の災害に備えるため、空港又はその周辺に配置される消防施設の整備
6 譲与時期	9・3月

(参考) 航空機燃料税の概要

1 課税物件	航空機燃料
2 納税義務者	航空機の所有者又は使用者
3 課税標準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税率	航空機燃料1㎏につき26,000円（本則） → 令和5～6年度13,000円、令和7～8年度15,000円、令和9年度18,000円

### 2 譲与基準の見直し

#### (1) 譲与基準として着陸料の収入額と騒音世帯数 が用いられてきた理由

航空機燃料譲与税は、大別して、空港が所在することによって必要となる空港周辺の整備対策のための費用及び航空機の離着陸によって生ずる騒音の防止対策のための費用に充てるために譲与されるものです。

したがって、空港が所在する市町村について

は、それが所在することによって当然必要となる基礎的な財政需要が予測されることから、所在団体は全てその対象とされますが、この場合、その譲与の基準として着陸料の収入額がとられたのは、これが航空機の重量及び着陸回数の両方の要素によって算定されるものであるため、当該市町村における空港対策に関する財政需要を最も的確に反映すると考えられたものです。

また、特に騒音対策を重点的に実施しなければならない空港に係る市町村については、一定

の騒音基準に該当する騒音区域内の世帯数によって按分することとされていますが、これは、それが騒音対策に関する財政需要を直接に反映する最も的確な指標であると考えられたものです。

## (2) 見直しの背景

2つの譲与基準のうち着陸料の収入額について、近年、国の定める着陸料体系が、航空機の重量に応じて徴収する体系から主に旅客数に応じて徴収する体系に見直されてきました。

また、地方管理空港等の着陸料は、最新の国の着陸料基準に基づき設定されている場合のほか、独自に設定されている場合もあり、譲与基準となる着陸料収入額について3種類の計算方法が混在している状況にあり、譲与基準の統一化を図る必要が生じていました。

さらに、着陸料の収入額に応じた補正については、昭和47年の制度創設以来見直しが行われておらず、大規模空港へ十分な減額補正がかかっていないとともに、航空機の離着陸が少ない空港への配慮が十分でないという問題も生じており、譲与基準の補正を空港対策に関する財政需要との対応性を考慮したものに見直す必要も生じていました。

## (3) 改正の内容

譲与基準として、着陸料に代えて、空港対策に関する財政需要と対応性を有する統一的な譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いることとされました。新たな譲与基準として用いる延べ重量と旅客数については、空港対策に関する財政需要との対応性を考慮した補正が行われることとなりました。

この見直しは、令和6年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用されますが、見直しに当たって、譲与額が急激に変動することを避けるため、激変緩和措置が講じられ、5年間かけて新制度に移行することとされました。こ

の間、着陸料割は、令和5年度3月譲与時期の譲与額の計算に用いた着陸料の収入額を用いて算定されます。

具体的な改正内容としては、航空機燃料譲与税法第2条第1項において、空港関係市町村に対する譲与基準として、「着陸料の収入額」に代えて、「延べ重量（航空機ごとの正常に離陸できる重量の最大値（積載物、装置及び燃料の重量を含む。）にそれぞれの航空機が一の空港に着陸する回数を乗じて得た重量を、当該空港に着陸する全ての航空機について合計して得た重量をいう。）」及び「旅客数（有償であるか無償であるかを問わず、一の空港において航空機に乗降する旅客の数をいう。）」が規定されました。延べ重量・旅客数ともに、着陸料の収入額と同じく、航空機燃料税の課税対象である国内航空に従事する航空機（各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除きます。）に係るもののみが譲与基準とされています。航空機燃料譲与税の5分の4を占める市町村譲与額のうち、4分の1の額を延べ重量で、他の4分の1の額を旅客数で、2分の1の額を騒音世帯数で按分することとされています。延べ重量・旅客数のどちらも、着陸料の収入額や騒音世帯数と同じく、算定の詳細は総務省令で定めることとされており、空港の管理の態様等を参酌して、補正することができるとされています（航空機燃料譲与税法2①～③、航空機燃料譲与税法施行規則1～4の2）。空港関係都道府県に対する譲与基準についても、同様の改正が行われています（航空機燃料譲与税法2の2①～③）。

なお、令和6年度から令和9年度までについては、激変緩和措置のため、譲与基準の1つとして、改正前の「着陸料の収入額」を復活させ、「延べ重量」、「旅客数」及び「騒音世帯数割」と合わせた4つの譲与基準に基づき、(資料24)に記載の譲与割合にて譲与することとされています（改正地法附則33②③）。

(資料24) 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

① 着陸料に代えて、新たな譲与基準として「航空機の重量×着陸回数（延べ重量）」及び「旅客数」を用いる。

【改正前】			【改正後】	
着陸料割	1 / 2	→	延べ重量割	1 / 4
		→	旅客数割	1 / 4
騒音世帯数割	1 / 2	→	騒音世帯数割	1 / 2

② 譲与基準として用いる延べ重量と旅客数については、次のとおり補正する。

【改正前：着陸料の収入額（半年間）】

百万円超	百万円以下	補正率
	50	1.00
50	100	0.90
100	200	0.80
200	400	0.70
400		0.60

【改正後：延べ重量（年間）】

万 t 超	万 t 以下	補正率
	4.0	1.50
4.0	20.0	1.25
20.0	100.0	1.00
100.0	500.0	0.75
500.0	2,500.0	0.50
2,500.0		0.25

【改正後：旅客数（年間）】

万人超	万人以下	補正率
	12.0	1.50
12.0	60.0	1.25
60.0	300.0	1.00
300.0	1,500.0	0.75
1,500.0	7,500.0	0.50
7,500.0		0.25

③ 次のとおり激変緩和措置（5年間）を講ずる。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 以降
着陸料割 ※	40/100	30/100	20/100	10/100	0/100
延べ重量割	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100
旅客数割	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100
騒音世帯数割			50/100		

※ 令和6年度以後の年度分の着陸料割は、令和5年度3月譲与時期の譲与額の計算に用いた着陸料の収入額を用いて算定する。

(注) 上記の改正は、令和6年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用する。

## 十四 森林環境譲与税

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」といいます。）の規定により、森林環境税の収入額に相当する額（令和6年度については、この額に300億円を加算した額）を市町村（特別区を含みます。）及び都道府県に対して譲与することとされています（森林環境税法27、附則3④）。

この譲与に当たっては、その基準に、「私有林人工林面積」、「林業就業者数」、「人口」の3つの指標が用いられ、これらの指標の間の譲与割合については、それぞれ「10分の5」、「10分の2」、「10分の3」とされていました。

今回、この森林環境譲与税の譲与基準について、「私有林人工林面積」及び「人口」の譲与割合が改正され、具体的には「私有林人工林面積」の譲与割合が「10分の5」から「100分の55」に、「人口」の譲与割合が「10分の3」から「100分の25」に改正されました（森林環境税法28①、29）。

なお、「林業就業者数」については、実質的な改正はないものの、前述の改正に伴い、表記が「10分の2」から「100分の20」に改められています。

施行期日は、令和6年4月1日とし、令和6年度以後の年度分の森林環境譲与税について適用することとされています。

## 十五 納税環境整備

### 1 更正の請求に係る仮装・隠蔽行為に対応するための重加算金制度の整備

#### (1) 改正前の制度の概要

法人事業税や事業所税などの申告納税方式の税目(国税に連動する法人住民税を除きます。)については、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して過少申告した場合には重加算金が徴収されます。その額は、更正による不足税額又は修正申告書によって増加した税額の35%(不申告加算金が徴収される場合には40%)とされています。重加算金の割合は国税の重加算税と同様のものとなっています。

#### (2) 改正の内容

国税における見直しと同様、仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合についても、重加算金を課すこととされました。

具体的には、重加算金の対象として、仮装・隠蔽したところに基づいた「申告書」(税目によっては「納入申告書」「申告書又は修正申告書」「納入申告書又は修正申告書」)の提出の後に、「更正請求書」の提出が加えられています(地法71の15①②、71の36①②、71の56①②、72の47①②、74の24①②、91①②、144の48①②、172①②、279①②、328の12①②、463の4①②、484①②、537①②、610①②、689①②、701の13①②、701の62①②、722①②、733の19①②)。

(資料25) 各税目における重加算金に係る規定につき、徴収方法・課税期間を整理すると次のとおりです(申告納付税目か特別徴収税目か等により「納入」「納付」等の用語が異なるほか、修正申告制度のある場合も規定の仕方が一部異なります。)

類型(1)「申告書(又は納入申告書)」のみが規定している税目

類型(2)「申告書(若しくは納入申告書)又は修正申告書」と規定している税目

類型(3)「申告書を提出し、又は……の規定により修正申告書を提出した」と規定している税目

条項(改正後)	概要	徴収方法	申告書の定義語	規定の類型
71の15①②	利子割に係る納入金の重加算金	特別徴収	納入申告書	(1)
71の36①②	配当割に係る納入金の重加算金	特別徴収	納入申告書	(1)
71の56①②	株式等譲渡所得割に係る納入金の重加算金	特別徴収	納入申告書	(1)
72の47①②	法人の事業税の重加算金 ※修正申告あり	申告納付	申告書	(3)
74の24①②	県たばこ税の重加算金 ※修正申告あり	申告納付	申告書	(2)
91①②	ゴルフ場利用税に係る重加算金	特別徴収	申告書	(1)
144の48①②	軽油引取税に係る重加算金	両方あり	納入申告書	(1)
172①②	自動車税環境性能割の重加算金 ※修正申告あり	申告納付	申告書	(2)

条項（改正後）	概要	徴収方法	申告書の定義語	規定の類型
279①②	道府県法定外普通税に係る重加算金 ※修正申告あり	両方あり	納入申告書	(2)
328の12①②	分離課税に係る所得割の納入金の重加算金	特別徴収	納入申告書	(1)
463の4①②	軽自動車税環境性能割の重加算金 ※修正申告あり	申告納付	申告書	(2)
484①②	市たばこ税の重加算金 ※修正申告あり	申告納付	申告書	(2)
537①②	鉱産税の重加算金	申告納付	申告書 (定義なし)	(1)
610①②	特別土地保有税の重加算金 ※修正申告あり	申告納付	申告書	(2)
689①②	市町村法定外普通税に係る重加算金 ※修正申告あり	両方あり	納入申告書	(2)
701の13①②	入湯税に係る納入金の重加算金	特別徴収	納入申告書 (定義なし)	(1)
701の62①②	事業所税の重加算金 ※修正申告あり	申告納付	申告書	(2)
722①②	水利地益税等に係る重加算金	特別徴収	納入申告書 (定義なし)	(1)
733の19①②	法定外目的税に係る重加算金 ※修正申告あり	両方あり	納入申告書	(2)

## 2 不正申告を行った法人の代表者等に対する徴収手続の整備

近年、単独（又は少数）の役員が実質的に会社を支配している、いわゆる「オーナー企業」の当該役員による徴収逃れのための悪質な財産流出の事例が頻発しています。

国税における見直しと同様、偽りその他不正の行為（以下「不正行為」といいます。）により地方税を免れた法人（株式会社・合資会社・合同会社）がその不正行為に係る財産の移転を行っており、かつ、その地方税を納付していない場合には、その法人財産から滞納地方税の全額を徴収することができないときに限定した措置として、次の制約を設けた上で、当該法人の役員等に地方税の第二次納税義務を課すこととされました（地法11の

9、地令6の2）。この改正は、令和7年1月1日以後の偽りその他不正の行為により免れ、又は還付を受けた地方団体の徴収金について適用されます。

### (1) 支配要件

「オーナー企業」的な法人の悪質事例に対処することが目的であり、会社の支配要件が前提となっています。

### (2) 行為要件

流出行為をさせた役員本人のみが対象であり、無関係の役員は義務を負いません。

### (3) 役員の直接の行為

当該役員は、直接に「行為」をした者に限り

ます。

(4) 追求限度額

逃れた税額と流出財産の額のどちらか低い額とされています。

までの期間について、通常<sup>①</sup>の査察調査において税額確定までに必要な期間として1年とされました(地法16の4④)。ただし、地方税の納付義務確定前の保全差押えの解除までの期間については、従前どおり6月になります(地法16の4⑫)。

**3 税額確定前の保全差押えの解除手続の整備**

国税における見直しと同様、保全差押えの解除